

平成 2 8 年川西町議会

第 2 回定例会会議録

開会 平成 2 8 年 6 月 9 日

閉会 平成 2 8 年 6 月 1 7 日

平成 2 8 年川西町議会

第 2 回定例会会議録

(第 1 号)

平成 2 8 年 6 月 9 日

平成28年川西町議会第2回定例会会議録（開 会）

| | | |
|--------------------------------|---|------------|
| 招集年月日 | 平成28年6月9日 | |
| 招集の場所 | 川西町役場議場 | |
| 開 会 | 平成28年6月9日午前10時宣告 | |
| 出席議員 | 1番 松村定則 2番 安井知子 3番 福西広理 4番 伊藤彰夫 5番 石田三郎 6番 今村栄一 7番 松本史郎 8番 寺澤秀和 9番 森本修司 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正 | |
| 欠席議員 | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町長 竹村匡正 副町長 森田政美 教育長 山嶋健司 理事 藤井隆弘 福祉部長 下間章兆 会計管理者 奥 隆至 教育次長 栗原 進 水道部長 福本哲也 総務部長 西村俊哉 総務課長 大西成弘 住民保険課長 岡田充浩 健康福祉課長 吉岡秀樹 | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長 安井洋次 議会事務局 松本雅司 モニター係 野口明日香 | |
| 本日の会議に付した事件 | 別紙議事日程に同じ | |
| 会議録署名議員の氏名 | 議長は会議録署名議員に次の2人を指名した | |
| | 2番 安井知子 議員 | 3番 福西広理 議員 |

川西町議会第2回定例会(議事日程)

平成28年6月9日(木)午前10時00分開会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 |
|-----|-------|---|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | | 会期の決定 |
| 第3 | 選挙第1号 | 議長選挙について |
| 第4 | 選挙第2号 | 副議長選挙について |
| 第5 | 選挙第3号 | 議会選出の委員の選挙について(式中組合議員) |
| 第6 | 選挙第4号 | 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について |
| 第7 | 選挙第5号 | 奈良県広域消防組合議会議員の選出について |
| 第8 | 選挙第6号 | 国保中央病院組合議会議員の選出について |
| 第9 | | 諸報告 議会報告 報告第2号 平成27年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書 報告第3号 平成27年度川西町介護保険事業勘定特別会計繰越明許費繰越計算書 報告第4号 定期監査報告について |
| 第10 | | 一般質問 |
| 第11 | 承認第4号 | 平成27年度川西町一般会計補正予算の専決処分について |
| 第12 | 承認第5号 | 平成27年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分について |
| 第13 | 承認第6号 | 平成27年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分について |
| 第14 | 承認第7号 | 平成27年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分について |
| 第15 | 承認第8号 | 平成27年度川西町水道事業会計補正予算の専決処分について |
| 第16 | 承認第9号 | 平成28年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について |

| | | |
|-----|--------|---|
| 第17 | 承認第10号 | 固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の専決処分について |
| 第18 | 承認第11号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 第19 | 承認第12号 | 川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 第20 | 承認第13号 | 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 第21 | 承認第14号 | 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 第22 | 議案第35号 | 平成28年度川西町一般会計補正予算について |
| 第23 | 議案第36号 | 平成28年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 第24 | 議案第37号 | ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正について |
| 第25 | 議案第38号 | 川西町道路線の認定について |
| 第26 | 同意第1号 | 川西町公平委員会委員の選任について |
| 第27 | 同意第2号 | 川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 第28 | 同意第3号 | 監査委員(議員)の選任について |

(午前10時00分 開会)

議長 (寺澤秀和君) 皆さん、おはようございます。

これより平成28年川西町議会第2回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町長 (竹村匡正君) 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成28年川西町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多忙の中にもかかわらず御出席をいただき、まことにありがとうございます。

また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

本定例会につきましては、平成27年度及び平成28年度補正予算や条例改正などの専決11件を含めて、平成28年度一般会計及び特別会計補正予算案、条例の改正、人事同意案など、合計17議案の案件につきまして御審議をお願いするものでございます。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

議長 (寺澤秀和君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 安井知子君及び3番 福西広理君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より17日までの9日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (寺澤秀和君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より17日までの9日間と決定いたします。

(議長席 議長退席)

議会事務局長 (安井洋次君) ただいま議長より辞職願が提出され、降壇されましたので、伊藤副議長、議長席にお着きください。

(議長席 副議長着席)

副議長 (伊藤彰夫君) ただいまから議長代行を務めさせていただきます。

議長 寺澤秀和君より議長の辞職願が提出されましたので、議長辞職についてお諮りいたします。

寺澤秀和君、退席をお願いします。

(寺澤秀和君 退席)

副議長 (伊藤彰夫君) お諮りいたします。

寺澤秀和君の議長辞職願の朗読を省略し、議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(伊藤彰夫君) 異議なしと認めます。よって、寺澤秀和君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

寺澤秀和君に自席に着席していただきますので、しばらくお待ちください。

(寺澤秀和君 入場)

副議長(伊藤彰夫君) 寺澤秀和君より、議長辞任の挨拶がございます。

寺澤秀和君。

8番議員(寺澤秀和君) 議長辞職に際しまして、一言お礼申し上げます。

議員皆様方には、1年間議会運営並びに議会活動にいろいろお世話になり、ありがとうございました。未熟な議長ではございましたけれども、議員各位を初め理事者皆様方の深い御理解と御支援をいただき、議会運営、議会活動も円滑に運ぶことができました。この場をおかりして深く感謝申し上げ、お礼申し上げます。

これからも一議員として川西町のために頑張っていきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願いを申し上げ、挨拶にかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。(拍手)

副議長(伊藤彰夫君) お諮りいたします。

議長が辞任されましたので、この際、追加議案として議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(伊藤彰夫君) 異議なしと認め、日程第3といたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時08分 休憩)

(午前10時12分 再開)

副議長(伊藤彰夫君) これより再開いたします。

日程第3、選挙第1号、議長選挙について。ただいまより議長選挙を行います。お諮りいたします。

議長選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(伊藤彰夫君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長が指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(伊藤彰夫君) 異議なしと認めます。よって、副議長が指名することに決

定いたしました。

議長に森本修司君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました森本修司君を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(伊藤彰夫君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました森本修司君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました森本修司君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選人発言を求めます。

森本修司君。

9番議員(森本修司君) ただいま各議員の御推挙によりまして、議長という重責に就くことになりました。

未熟な私でございますが、川西町の発展と町民のよりよい生活の実現のため、精神誠意円滑な議会運営に努める所存でございます。地方分権が進展し、地方議会の役割がますます重要になっていく中、議会の使命達成のため、全力を傾注してまいります。

今後とも議員皆様、理事者の方々の温かい御支援並びに御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任の挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

副議長(伊藤彰夫君) これをもって私の職務は終了いたしました。御協力ありがとうございました。

議長席を森本議長と交代いたします。議長、議長席にお着き願います。

(議長席 副議長退席、議長着席)

議長(森本修司君) ただいま副議長 伊藤彰夫君より副議長の辞職願が提出されましたので、この際、副議長辞職についてお諮りいたします。

伊藤彰夫君、退席をお願いいたします。

(伊藤彰夫君 退席)

議長(森本修司君) お諮りいたします。

伊藤彰夫君の副議長辞職願の朗読を省略し、副議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認めます。よって、伊藤彰夫君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

伊藤彰夫君に自席に着席していただきますので、しばらくお待ちください。

(伊藤彰夫君 入場)

議長(森本修司君) 伊藤彰夫君より、副議長辞任の挨拶がございます。

伊藤彰夫君。

4 番議員（伊藤彰夫君） 昨年5月に皆様方より副議長という重責に推挙いただき、今日まで皆様方の温かい御支援、御協力をいただき、無事に職務を全うできました。本席をおかりしまして、厚く御礼申し上げます。

今後とも町政進展のため、より一層尽力してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

簡単ではございますが、辞任の挨拶といたします。

まことにありがとうございました。（拍手）

議長（森本修司君） お諮りいたします。

副議長が辞任されましたので、この際、追加議案として副議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認め、日程第4といたします。

暫時休憩いたします。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時50分 再開）

議長（森本修司君） ただいまより再開いたします。

日程第4、選挙第2号、副議長選挙について。ただいまより副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に安井知子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました安井知子君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました安井知子君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました安井知子君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

当選人発言を求めます。

安井知子君。

2番議員（安井知子君） このたび、議員皆様方の推挙によりまして、副議長の要職に就任させていただくことになりましたことは、大変名誉なことであり、感激いたしているところでございます。

議長のもと、皆様方の御指導と御助言をいただきながら、その職責を全うするよう、一生懸命努めさせていただくつもりです。

議員各位並びに理事者の方々の御支援と御鞭撻をお願い申し上げまして、就任の御挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

議長（森本修司君） 続きますので、お諮りいたします。

川西町・三宅町式下中学校組合議会議員であります寺澤秀和君、伊藤彰夫君より辞任願が提出されましたので、この際、川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、辞任願の朗読を省略し、川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の辞任の件を許可することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま欠員となりました議会選出の議員の選挙についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、本案件を日程第5に追加し、議題とすることに決しました。

なお、今回は1名の選出となります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

川西町・三宅町式下中学校組合議会議員に伊藤彰夫君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議員を川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員が当選されました。

ただいま当選されました伊藤議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

続きまして、日程第6、選挙第4号、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について。本案は、山辺・県北西部広域環境衛生組規約第5条第1項の規定により、町議会議員から1名選出するものであります。

お諮りいたします。

選出方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に森本修司を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました森本修司を山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました森本修司が当選しました。

続きまして、日程第7、選挙第5号、奈良県広域消防組合議会議員の選出について。本案は、奈良県広域消防組規約第5条第1項の規定により、町長または議員の中から1名選出するものであります。

お諮りいたします。

選出方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (森本修司君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

奈良県広域消防組合議会議員に中嶋正澄君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました中嶋議員を奈良県広域消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員が当選されました。

ただいま当選されました中嶋議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

続きまして、日程第8、選挙第6号、国保中央病院組合議会議員の選出について。本案は、国保中央病院組合規約第5条第1項の規定により、町議会議員の中から2名を選出するものであります。

お諮りいたします。

選出方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

国保中央病院組合議会議員に石田三郎君と松本史郎君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました議員を国保中央病院組合議会議員2名の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員が当選されました。

ただいま当選されました石田議員と松本議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

日程第9、諸報告に入ります。

行政報告として、森本修司、安井知子君の議長・副議長の就任に伴い、総務建設経済委員会委員 寺澤秀和君が厚生委員に、厚生委員会委員 森本修司が総務建設経済委員会委員に、それぞれ選任されました。

続いて、議会運営委員会においても、就任に伴い、松村定則君が副委員長に、今村榮一君、伊藤彰夫君が委員に選任されました。

また、駅周辺整備特別委員会委員長 森本修司の辞任に伴い、伊藤彰夫君が委員長に選任されました。

次に、町長より行政報告として、報告第2号及び報告第3号で、地方自治法施行令第146条第2項の繰越明許費繰越計算書をお手元に配付のとおりでございますので、御清覧おき願います。

次に、報告第4号、平成28年3月から平成28年5月期までの例月出納検査の結果報告を中嶋監査委員より求めます。

中嶋監査委員。

監査委員（中嶋正澄君） 監査報告。平成28年3月から平成28年5月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。

木村監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、平成27年度及び28年度の川西町一般会計、特別会計並びに水道事業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求め、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などについては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、ここに御報告申し上げます。

議長（森本修司君） 以上で諸報告を終わります。

続きまして、日程第4、一般質問に入ります。

順次質問を許します。

4番議員 伊藤彰夫君。

4番議員（伊藤彰夫君） 伊藤です。議長の許可を得ましたので、質問いたします。

さきに通告してありますように、障害者差別解消法についてであります。

平成25年6月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が制定され、平成28年4月から施行されています。また、奈良県においても、障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例が制定され、同じく平成28年4月から施行されています。これらは、平成18年12月に国連総会において障害者権利条約が採択されたことの流れをくむもので、あらゆる障害者の尊厳と権利を保障するための条約で、21世紀では初の国際人権法に基づく人権条約と言われています。我が国も平成26年1月に障害者権利条約の批准国になっています。

これまでは、国や地方自治体が、障害者支援事業として障害者医療や障害者福祉などの制度に取り組んできました。本町においても、平成19年に障害者計画

がスターとし、平成27年3月には第4期川西町障害福祉計画が策定され、障害者を対象とした福祉サービスが推進されています。

今回施行された障害者差別解消法では、対象者は障害者手帳を持っている人だけではなく、身体に障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、その他心や体の働きに障害のある人で、日常生活や社会生活の中にあるバリアによって相当な制限を受けている人全てが対象になっています。そして、この法律では、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供を、国、都道府県、市町村などの役所や会社、お店などの民間事業者にも求めています。つまり、障害を理由とする社会的差別の禁止と社会的バリアに対して、負担の重くならない範囲で対応に努めることを求めています。さらに、自治体職員の対応要領や民間事業者の対応指針の策定に努めることも求めています。また、奈良県条例では、県と市町村との連携もうたわれています。

そこで、本町の障害者差別解消法の施行に対して町長のお考えをお尋ねします。

まず1点目は、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供について、本町ではどのように取り組んでいるのでしょうか。

2つ目は、この法律や奈良県条例の趣旨を広く理解していただくために、民間事業者や町民の方々への啓発も必要と思いますが、どうでしょうか。

以上、御答弁願います。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 伊藤議員の御質問にお答えいたします。

障害者差別解消法についてでございます。

川西町では、障害を理由とする差別の解消等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成27年12月第4回定例会で安井議員からの一般質問に回答いたしましたとおり、障害のある人、ない人がともに理解し合い、支え合う地域社会を構築するための住民参加型の奈良県が推進している運動、まほろば「あいサポート運動」に取り組んでいます。この運動は、障害の内容・特性、障害のある方が困っていること、配慮の仕方やちょっとした手助けの方法などを知っていただき実践する「あいサポーター」を養成する運動です。この運動を全職員対象に実施し、まほろば「あいサポート団体」の認定を受け、全職員にあいサポートバッジの着用も推奨し、意識改善及び障害学習を行っています。一般住民の方々、民生児童委員の皆様、LD研究会の皆様にも実施し、住民の皆様への周知なども進めております。

役場の窓口では、住民対応研修の受講や対応マニュアルを作成し、住民対応の向上に努めております。障害担当の窓口では、「障害者福祉のあんない」を作成し、少しでも障害のある人、ない人にわかりやすい、温かい対応に努めております。

また、関係団体などと話し合いをし、常に調査・検討しながら、できることから取り組んでいますことについても御報告させていただきました。

さらに今年度は、全職員対象に、障害者差別解消法、障害のある人もない人も

ともに暮らしやすい社会づくり奈良県条例の理解と不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供を中心とした具体的な障害を理由とする不利益な取り扱いや望ましい合理的配慮に関する職員対応研修を、奈良県健康福祉部障害福祉課より講師を招き、6月21日に実施します。昨年度業務等で受講できなかった職員と新たな住民を対象に、まほろば「あいサポート運動」をさらに推進します。

また、7月には、奈良県と川西町が連携して、企業にもまほろば「あいサポート企業」になっていただけるよう働きかけを行い、活力プラン「安心して暮らせるまちづくり」のさらなる実現のため、これからも障害を理由とする差別の解消等に関する施策を進めていく予定でございます。

以上です。

議 長（森本修司君） 伊藤彰夫議員。

4 番議員（伊藤彰夫君） 本町では、職員研修などに早速取り組んでいただいているとのこと。今後とも継続して不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供を進めていただきたいと思います。

また、まほろば「あいサポート運動」には私も参加しております。できるだけ多くの方々が参加できるように、これからも広報啓発により一層努めていただきたい。企業に関しましても、国や県の施策とも協力しながら、障害のある人たちの自立支援に努めていってほしいと思います。

以上で質問を終わります。

議 長（森本修司君） 続きまして、2番議員 安井知子君。

2 番議員（安井知子君） 議長の許可を得まして、発言させていただきます。

子どもが抱える貧困を考える。

今、子どもの6人に1人が貧困に陥っているとのこと。「はて、この飽食の時代に」と思われませんか。テレビでは、子ども食堂の必要性が報道されてきました。平成28年4月、国連児童基金発表の経済協力開発機構や欧州連合加盟国41カ国の子どものいる世帯の格差を数値化し、順位づけした報告で、日本は34位で、子どもの貧困率が高いとのこと。ちなみに、韓国は15位、アメリカは30位でした。安倍首相自らが発起人となる民間基金も、寄附金は約3,000万円どまりで、大口寄附がない。

平成27年4月に提起されました子供の未来応援基金は、個人や団体の寄附で基金をつくり、貧困対策に携わるNPOなどへの助成を主な事業とし、子どもの居場所づくり、学習支援、食事提供、児童養護施設を退所した若者の就学援助など、草の根活動を支援し、強化することを想定されていますが、まだまだ周知されていません。

平成28年5月、日本財団は、貧困状態にある子どもを総合的に支援する拠点を今年11月から埼玉県戸田市に開設し、5年で50億円を投じて全国に100拠点の設置を目指しています。拠点を家や学校でもない第三の居場所と位置づけし、市と連携し、安い料金で学力や体力の両面から支援する予定とのこと。一方、奈良県は、対策計画素案として、子どもへの支援、家庭への支援、福祉・

教育など行政と地域の連携推進の三本柱を立てられました。また、県の調査に基づく試算で、経済的貧困状況にある県内の18歳以下の子ども数は、就学援助受給者1万2,529人、高校生等奨学給付金受給者1,779人、就学前児童の就学援助受給者7,150人、計約2万1,500人、これらの子どもへのリスクとして、学力・就学格差、就労形態や賃金の格差につながり、貧困の連鎖につながります。家庭に対してでなく、子どもに直接届く支援が必要と考えられてきています。

私も三度の食事を十分にとれていない子どもを知っていますが、個人が手を差し伸べることの難しさを感じています。また、犯罪にかかわる危険性も考えなければなりません。いかに誰がアンテナを張り、手を差し伸べるのか、川西町での支援の方法と、その件数はどれぐらいでしょうか。今後、川西町独自の子ども未来応援基金のような基金設置は考えられないでしょうか。町長の御所見をお願いします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 安井議員の御質問にお答えいたします。

「子どもが抱える貧困を考える」についてでございます。

子どもの貧困対策については、子供の貧困対策に関する大綱において、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援などが当面の重点施策とされており、福祉部で現在実施している主な子育て世帯等に対する経済的援助といたしましては、1、児童手当（561世帯、954人）、2、児童扶養手当（75世帯、122人）、3、子ども医療費助成（乳幼児352人、小中学生609人の合計961人）、4、ひとり親家庭等医療費助成（71世帯、184人）があり、このほか、健康福祉課においても、障害者福祉サービス利用料、保育料、学童保育料等について、対象世帯の所得に応じ、自己負担額全額免除や上限額の設定など、経済的な援助を実施しております。いずれも申請することにより受けることができる制度ですが、申請漏れにより受けていないことのないよう、窓口での連携の強化に努めているところでございます。

また、貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも、教育の支援、保護者の就労支援及び生活支援などとあわせて実施する必要がありますので、県等の関係機関と協力しながら推進する必要があると考えております。

また、教育委員会においても、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部（給食費、学用品費等）について援助を行っております。ちなみに、平成27年度におきます生活保護法の規定による保護を受けておられる要保護世帯の児童生徒は、小学校10名、中学校8名、また、要保護世帯に準じる困窮世帯として援助を行った準要保護世帯の児童生徒数は、小学校41名、中学校22名で、就学に必要な費用の一部について支給を行いました。

これらの事業の多くは、国費または県費の補助を仰いで実施しておりますが、私の町政方針の2つ目の柱である「子どもや子育てしている人にとってやさしい

まちづくり」にのっとして、議員の御質問の子どもの貧困対策はより細やかに対応していくべきであることと承知いたしております。そのために、今後必要に応じて補助・支援制度を整備する場合もあるのかなと考えております。

そこで、議員御提案の子ども未来応援基金の造成についてでございますが、前述のような町の助成制度の原資としていく基金としては、既に地域福祉基金がありますので、支援制度を実施する際には、当該基金の活用を考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（森本修司君） 安井知子議員。

2番議員（安井知子君） 今お聞きしました人数の多さに少し驚いています。現在、斑鳩町、田原本町、天理市、桜井市におきまして、月1回、カレー300円等のこども食堂がなされています。6月からは、奈良市におきまして、おにぎりを100円で給付するそうです。これらは何か簡単にできそうに思いますので、どこでその子どもたちを見つけるかということのほうが大事だと思うんです。表面的には出ていないので。そういうことをこれから行政とともに私たちも見つけていきたいと思っています。

終わります。

議長（森本修司君） 続きまして、1番議員 松村定則君。

1番議員（松村定則君） 松村定則でございます。議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

現在高齢化している農業問題の現状と後継者対策についてであります。

2015年農林業センサスの結果では、全国農家数は215万5,000戸で、5年前に比べて14.7%減少しています。農業就業人口の平均年齢は66.4歳となり、65歳以上が占める割合は63.5%にもなります。川西町でも多くが家族経営の小さな農家で、働き手は高齢者、後継者がいないのが大半です。

今後、耕作を断念する農家が続出する事態も想定されます。このことを防ぐ施策が必要かと思いますが、今後の対策を伺いたいと思います。

続きまして、大和まほろば広域定住自立圏共生ビジョンについてであります。

平成27年3月に定住自立圏構想の取り組みが始まり、定住自立圏形成協定が締結されましたが、その一つでもあります道路等交通インフラの整備の取り組みに川西町のコミュニティバス「こすもす号」と天理市の「いちよう号」の相互乗り入れや接続等の連携がなされると伺っております。川西町から天理市へ、天理駅から結崎駅へ、双方の住民にとって利便性の向上が期待できます。将来的には天理駅から結崎駅、そして王寺駅までの接続も期待されております。現在の進捗状況をお聞かせください。

以上、よろしくお願いたします。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

まず、農業問題の現状と後継者対策についてでございます。

農林業センサスで見る本町の農家数の推移は、2010年に357戸だったものが2015年には324戸と、9.2%減少し、全国農家数に比べますと減少率は低いですが、減少している結果が出ております。また、農業経営者の平均年齢は66歳と、高齢化が進んでおります。

担い手の高齢化及び後継者不足には農業法人の参入や集落営農組織の設立が有効な手段と考えられておりますが、川西町の小規模な農地区画や地域性を考えますと、農業法人の参画は容易でないのが現状でございます。

集落営農については、地域の農業リーダーが中心となり、農家の同意形成をもとに立ち上げることが必要で、地域の農地を集積・集約しながら作付けされるリーダー的な存在が町内で輩出されることが望まれるところでございます。本町としては、先進地の情報収集を行いながら、有利な補助金や交付金を活用できるようにバックアップを図り、集落営農の立ち上げに協力したいと考えておるところでございます。

川西町の農業環境の現状は、小規模農家の離農が後を絶たず、大規模農家への集積により支えられております。特に、町内1名、町外2名の認定農業者が町全体を網羅し、作付け要望に応じていただいております。将来的に作付け要望が増加すると見込まれることから、農地中間管理機構の活用やJA並びに県農林事務所の紹介を受けながら、近隣市町村を含めた担い手の参入を図り、喫緊の問題に対応したいと考えております。

なお、農地中間管理機構は、国により創設され、奈良県では公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターという名称で活動している公的機関で、農地を貸したい方、借りたい方の募集・登録を進め、相互マッチングにより農地の有効利用、耕作放棄地の解消と農業経営の効率化を図ることを目的としております。面積要件はなく、手数料もかかりませんので、今後ますますの利用が期待されるところでございます。

次に、大和まほろば広域定住自立圏共生ビジョンについてでございます。

平成27年9月、大和まほろば広域定住自立圏共生ビジョンを策定され、議員お述べの結びつきやネットワークの強化に関する政策分野の中に地域公共交通、協定項目、地域公共交通の維持・活性化の推進が盛り込まれております。事業内容として、圏域住民の移動手段を確保し、公共交通ネットワークの強化を図るため、コミュニティバスの連絡・接続に向けた運行ルートなどの検討・検証を行うこととなっております。川西町から天理市内の医療機関に通院されている住民が多いなどの調査結果がありますことから、川西町と天理市が連携運行することで、通院時間の短縮及び近隣バス停から天理市内に直行できるなどの利便性が図れるものと考えております。

現状としましては、当町担当者と天理市の担当者間で運行ルートの検討を進める中、実際に中型バスを用いて検討路線を走行する実験を実施し、運行ルートの最終調整を担当者間で行っております。また、利用者負担額、延伸費用などを担当者レベルで協議しながら、事務局案の作成に取り組んでいる最中でございます。

引き続き天理市担当者との連携を図り、事務局案を作成し、地域公共交通会議で審議いただき、一日も早い地域公共交通ネットワークの充実を図るとともに、地域公共交通が住民の移動手段の足となり、ひいては地域の活性化につながる、魅力あるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（森本修司君）　　続きまして、3番議員 福西広理君。

3番議員（福西広理君）　　議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

竹村町長が4つの活力プランとして掲げておられます政策の一つ「安心して暮らせるまちづくり」について、2点御質問させていただきます。

この質問は、今年1月に行われました川西小学校6年生による子ども議会が出た質問から抜粋させていただきます、質問させていただくものでございます。

まず、防犯カメラの設置について質問させていただきます。

昨年の夏、香芝市において、小学6年生の児童が商業施設のトイレで連れ去られ、1日以上経過してから無事保護、犯人が逮捕されたという事件が発生しました。この事件はまだ記憶に新しいところですが、全国的にこのような卑劣な事件が後を絶ちません。本町においてもこのような悪質な事件が起こらないと言いきれないわけでございますので、何か対策を打っておかなければならないと考えます。

そこで、犯罪が起こったときに早期解決ができる、また、犯罪を未然に防ぐ抑止力の一つとして、防犯カメラ等を設置することを本町は検討しておられるでしょうか。例えば町内の民間企業や各種団体と協定を結んで自動販売機に防犯カメラを設置することや、公用車全てにドライブレコーダーを取りつけて防犯カメラの代替とすることは、比較的安価にでき、効果がある対策と思いますが、その点についての町長の考えをお伺いします。

次に、通学路の安全確保についてであります。

現在、通学路上において、空き家のシャッターが破損し、強風時にはかなり危険な状態になっている箇所の対策を要望しておりますが、所有者の特定が難しいという理由で対応ができていない状況であります。今後このような所有者不明の空き家が増え、瓦の落下や塀の倒壊等のおそれがある場所が増えてくると予測できますが、人命にかかわると想定できる危険箇所については早急に対処しなければならないと思います。

条例の制定等を含め、どのように対策をされるか、町長の所見をお伺いします。

以上、御答弁をお願いいたします。

議長（森本修司君）　　町長。

町長（竹村匡正君）　　福西議員の御質問にお答えいたします。

まず、防犯カメラの設置についてでございます。

近年、本町におきましても空き巣や車上狙いが多発しております。川西町における犯罪件数は、平成26年度中では61件、平成27年度中では54件となっ

ております。このような状況のもとで、防犯協会や自主パトロール隊によるパトロールを強化しているほか、子どもの登下校時における見守り隊による活動等の地道な取り組みを実施していただいております。

しかし、ますます凶悪化・多様化する犯罪を抑止していく有効な手段として、防犯カメラの設置は今後検討すべき課題と考えております。

一方、防犯カメラの設置に関しては、個人のプライバシーの面から周辺住民の御理解を得ることや、正常に稼働しているかどうかの確認をどのようにしていくのか、また、防犯上どこに設置すれば有効かというような管理運営面で整理しなければならない問題もあることを承知いたしております。

このような問題を整理した上で、犯罪の効果的な抑止方策の一つとして、警察など関係機関と協議しながら検討していきたいと考えております。

なお、議員がお述べになっている公用車へのドライブレコーダーについては、常時定点での監視ができないこと、または録画した場所・時間をどのように整理して保存しておくのかというような課題があると思いますが、自販機への設置は、周辺自治体でも導入されている事例もあり、取り組みやすい方法の一つと考えております。

次に、通学路の安全確保についてでございます。

まず、通学路全般の安全対策に係る取り組みについて御説明申し上げます。

現在、小学校の下校時に実施しております職員による青色パトロール実施時における通学路安全点検、また、川西見守り隊にもお願いしながら、危険箇所等がある場合は、学校、子どもたちに注意喚起を行うとともに、関係各所に改善についての要望を行っているところでございます。また、川西小学校PTA校外指導部活動においても、月2回、児童の通学路における交通安全指導を行っているところでございます。

これからも子どもたちの安全確保のため、各種団体とも連携を図りながら、通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、議員お述べの件についてでございますが、通学路に隣接する空き家のシャッターが破損し、強風時に通学児童及び通行人に対し危険な状態であるとの報告を受け、空き家状況を調査した結果、非常に危険な状態であり、通行者に危害を与える可能性があることを確認しております。また、当該家屋の管理者を調査したところ、家屋所有者は既に死亡しており、相続人が相続放棄された家屋で、放置状態にあります。しかし、民法第904条「相続の放棄をした者による管理」により、相続人が相続放棄を行っても、当該相続財産に対する管財人が選任されるまで、当該相続財産を管理する義務が規定されていますことから、当空き家の除却などに対応する場合、管理人との協議が必要となり、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施する方法が妥当であると弁護士から助言をいただいておりますので、現在、管理人の特定に取り組んでいる最中でございます。

議員お述べの案件以外にも、町内に倒壊寸前の空き家があり、近隣住民は毎日

不安な日々を送られている空き家が存在しておりますが、当案件も管理人が特定できず、行政が手を施すことができないのが現状であります。

また、将来人口推計から、高齢化が進み、人口減少となり、空き家が増加すると予想されており、空き家対策は全国的に問題となっています。本町におきましては、平成27年度において自治会の御協力のもと、空き家現況調査を実施し、空き家候補186件の結果を得ております。平成28年度は、当調査結果をもとに空き家対策協議会を設立、空き家対策計画を策定し、空き家候補の中から特定空き家を選択、特定空き家の対策方法の検討を実施すると同時に、関連法令の制定に向けて取り組んでまいりたい方針でございます。

また、空き家対策計画策定及び関連法令制定により、特定空き家管理人に対する告知、勧告、命令と、行政代執行に向けての手段を実施することで、町が特定空き家の対応が可能となると同時に、除却費用についても国費の活用が可能となり、空き家対策の礎となると考えております。適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、住民の命、身体、財産を保護し、生活環境の保全等、住民の安全を確保し、安心して暮らせるまちづくりを目指すため、一日も早い対応に取り組んでまいりたい所存でございます。

議長（森本修司君） 福西広理君。

3番議員（福西広理君） まず、防犯カメラの設置について、本町においても今後検討すべき課題として認識していただいているものと理解いたしました。

公用車へのドライブレコーダーの設置については、本町の犯罪に対する意識の高さを対外的に示すことにより、犯罪者に犯罪を踏みとどまらせることのできる有効な犯罪抑止力になると考えます。また、職員の交通安全意識の向上も図れますし、1台当たり約1万円という比較的安価な値段で設置できますので、ぜひ前向きに検討していただくことをお願いいたします。

次に、通学路の安全確保についてですが、危険箇所についての調査を行い、関連法令の制定に向けて取り組んでいただいているとお伺いできました。しかし、早急に対処しなくては人命にかかわる可能性があることを認識しながらも、法律に縛られ、対応が遅くなっている場所があるということは、住民からしてみると理解しがたいことでもあります。本来は家屋の所有者が管理しなければならないということ、また、行政が法にのっとって対処していかなければならないということは重々承知しておりますが、人命にかえられるものではございませんので、この点に関しましては、臨機応変に早急に対処していただくことをお願いいたします。

以上です。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） ドライブレコーダーの設置に関しましては、既に導入している、もしくは導入を検討しているという市町村もございますので、その市町村の状況、また効果を検証して考えてまいりたいと思います。

また、通学路の安全確保についてでございますが、先ほども申し上げましたと

おり、非常に難しい問題がございますけども、福西議員の提案に基づきまして、できる範囲で対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（森本修司君） 続きますので、11番議員 芝和也君。

11番議員（芝和也君） 11番、芝和也です。議長の許可を得ましたので、町長に質問いたします。

テーマは、同僚議員からもありましたのと同様のテーマになりますが、子どもの貧困対策についてでございます。

皆さん御承知のとおり、現下の経済状況は依然厳しいままで、その改善傾向が見通せない状況にあることは、ほとんどの皆さんが日ごろ体感なさっているとおりであります。これに伴いまして、子どもの貧困率の推移をたどってみますと、80年代半ばごろからこっち、おおむね増加傾向にあることが厚生労働省の調べでも示されておりまして、直近のデータでいきますと、子どもの相対的貧困率が現在16.3%とのことでもあります。これによりまして、6人に1人が貧困状態に置かれていることとなります。

この間町長とも、自治体の役割の一つとして、子育て支援の分野も含め、社会保障の充実に向けてどう手を打っていくかなどについて議論を重ねてきているところでありまして、御承知のとおり、子どもの医療費の拡充、学資の手だて、クーラーの設置など学校設備の改善、学童保育の充実等々の取り組みの強化や設備の改善や設置を求めているところであります。

子どもの貧困の背景には親の生活苦があり、その背景にはさまざまな社会問題がついて回りますので、その解決には多方面からのアプローチが講じられなければならない問題ですが、当の子どもには何の責任もない問題であることは言うまでもありません。今日の社会問題としてその解決が迫られていることは、行政としても避けて通れない問題であります。

そこで、子どもの置かれている実情をまずはつぶさに調査をすることが必要でありましょう。現在、子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行後3年を迎えるところでありますが、現時点での本町における調査や計画策定など、ございましたら、その進捗概要をまずはお示しいただきたいと存じます。

また、小中学生の貧困対策で欠かせない取り組みが就学援助制度であります。この受給対象を拡大することは、親御さんの経済的支援策としては大いに役立つ取り組みと心得ます。本町として、その権能を存分に発揮し、この基準を見直し、強化することと、住民チェックをきちんと担保するためにも、本制度を条例化することにより、チェックが可能となる措置を講ずることを求める次第であります。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） 芝議員の御質問にお答えいたします。

子どもの貧困対策についてでございます。

子どもの貧困対策に関する町の取り組みや方針については、安井議員に対する答弁で申し上げたとおりでございます。

また、子どもの置かれている状況の実態調査や支援計画の策定等に関する御質問についてでございますが、県内では、今年度より奈良市、平群町の2市町が取り組まれていると伺っております。本町といたしましては、2市町が行う実態調査等の情報把握に努めるとともに、本町の各種データも含め、関係部署と共有し、本町における子どもの貧困対策の取り組みに活用したいと考えております。

次に、就学援助制度についてでございますが、制度の内容につきましては、先ほど安井議員への答弁でも申し上げましたように、本町では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部、給食費、学用品費等について援助を行っております。この援助の対象者は、国においては生活保護法によりその基準が設けられており、本町といたしましても、この基準をもとに要綱を定め、運用しているところでございます。

しかしながら、平成25年に国の制度の見直し等が行われ、生活保護者の基準が大幅に引き下げられましたが、本町では旧基準で運用することとし、就学援助の対象者拡大に努めているところでございます。

また、住民チェックが可能となる措置としての条例化についてでございますが、内規的な要綱から規則化について検討をさせていただきたいと考えております。

以上です。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝和也君） とりあえず実情の調査、どないなったんのか、そういう状況を把握せんことには手も打てませんので。その点では、県内の実施市町村の状況も見ながら取り組んでいくという話でありました。

まずは貧困の状況なんですけれども、厚労省調査では16.3%、6人に1人という割合になります。国の示しているこの数値については、認識としてはとりあえず全体としてこうなんだなということになるろうかと思えます。確認なんですけれども、町長自身のこの辺の認識は、6人に1人というのは共有できると思うんですが、いかがでしょうか。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） OECDの加盟国の調査で、我が国の貧困率が高い部類に位置しているということでございますので、そのように認識しております。

以上です。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝和也君） そういう状況に置かれている子どもさんなんですけれども、これはさまざまな背景があつてそういう状況に置かれていますけれども、当の子どもさん自身には全く責任はない、こうなりますし、だからこそ手を打つことが社会的な手だてとして必要なんだと、こういう話で今日の社会問題化ということになっていると思えます。これについても町長も同様の御認識だと思いますが、いかがでありましょか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 国でも子どもの貧困対策の推進に関する法律ということで制定されたとおり、子どもの貧困対策は、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することと述べておりますとおり、子どもに罪のないこととございます。貧困の連鎖がないように努めていかなければならないと認識しております。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 当然の話だというふうに私も思います。先ほど安井議員の質問の中で、27年度の就学援助の実施数を町長がお示ししてございましたが、手持ちのデータがあればいいんですが、23年からその推移が出てるかと思うんですが、事務方からでもいいですので、本町の就学援助の推移、経年変化はどうなっているか、お示しいただけるでしょうか。

議 長（森本修司君） 教育長。

教 育 長（山嶋健司君） 推移なんですけども、まず小学校・中学校、これは川西の生徒全数を見ております。23年度は小中学校の子どもたちが649名で、うち受給している率といいますと10.6%、24年度は12.1%、25年度がちょっと増えまして14.2%、26年度が13.4%、27年度が12.8%になっております。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） ありがとうございます。お示しいただいたとおり、若干上がり下がりはあるんですけども、おおむね伸びてきている、膨らんできているというのが傾向としては出ていると思います。これは、先ほどの厚労省のデータでも、この二十数年来、こっちに來るほど子どもの貧困率というのは高まってきていますので、その辺ではやはり増加傾向にあるというのが現下の状況だということになってくると思います。

今、町長もお示しいただきましたけれども、生活保護基準を国が下げたときに、本町は御案内のとおり、従前の基準で引き続いてますので、就学援助に対しては枠を広げて、捕捉範囲を広げてやっているということになっていきます。そういう点では大いに頑張っているところでありまして、県下の他市町村の取り組みでも、その点においては同様の取り組みを皆続けているところでもあります。自治体によって就学援助の内容が、うちは国基準ということでいっていただけますけれども、その基準となる生活保護基準から1.5倍ぐらいまで、大体この間で市町村の取り組みに違いが生じているのが今日の現状のようであります。

これはアメリカの研究データのようなんですけども、貧困家庭の場合、現状の収入に対して25%増しぐらいの何がしかの手だてをした場合、それは児童のいる世帯では特になんですけども、子どものいろんな問題にお金が回っていくという結果が出ているようであります。アメリカも日本と一緒に子どもの貧困率が結構高いんですけども、そういう状況にもあるようでありますので、結局、

手だてをすることはそれなりに効果があるという一つのあらわれとして見る事ができると思います。

もう一つ、貧困状態にある人の場合、所得構成に占める稼働所得の割合、これを賃金依存率と言うらしいんですけども、この指標でいきますと、児童のいる世態の場合は、この率がおおむね91%に達するということでありまして、働いたほとんどの収入がとにかく生きていくために使っている率ということになるようでありますので、なかなか余力がないというのが実態のようであります。

こうしたことが現状なんですけれども、いずれにしても、起因する原因はいろいろありますけれども、先ほど町長がおっしゃいましたように、国が生活保護基準を下げたときにも本町は従前どおり実施した、そういう取り組みをすることによって、手だてとしては生活困窮者に対しては大いにプラスに働いていると私は理解しています。この点について、町長は手だてをすることはプラスになるという御認識だと思いますが、そこをお伺いしておきたいと思います。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 先ほどから、貧困が世代を超えて連鎖することのないようにということをございますので、特に子どもに関しましては、こういった形で手だてをすることが必要ではないかなと思っております。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） そういった手だては必要という認識でありましたので、これをどう実情に生かしていくかということが、やっぱりこれからは問われてくる問題であるというふうに思います。

そういう点で、実情の調査は欠かせないものだというふうに思います。学校の先生にお伺いしましても、学校現場でもそういった日常の子どもの様子から一定の判断はできると。過去、これまでの取り組みで言いますと、そういった単発的に先生が捉えた事案が発生したときは、ピンポイントで対処していった状況がこれまでの状態だということでありました。特に学校として状況を把握するための調査というのはやっていなくて、指標として学校が示せるとしたら、先ほど教育長からお示しいただいた就学援助制度とか、そういった現行制度に乗っている児童がどのぐらいいるのかというのは手だてとしては持っているけれども、それ以外のことはまだなかなか突っ込んだことはできていないというのが実情のようでありますので、その辺、実情調査というのは一定意図的にしていかなことには、制度はあくまでも申請ですので、なかなか見つけていくこともできませんし、そういう取り組みは能動的に行政の側から働きかけて調査・検討というのは必要になってくると思います。

現在踏み切った奈良市と平群町の取り組みを参考にすることでありましたが、その取り組みを参考にしながら、具体的な本町での調査活動を通じて手だてを打つことによってプラスに働くわけですから、ぜひ行政としてもそこは抜かりなく進めていただきたいと思いますと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 先ほどの答弁でもお答えしましたとおり、まず先行して取り組んでいる市町がどのような調査をやっているのかというのをしっかり分析してまいりたいと思います。その上で、どういった手だてが本当に困っている、特にお子さんに効果があるのかということをしかり分析した上で、行政としての手だてを考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 手だては確かにそういう分析が必要だと思いますけど、分析するためには、やっぱり実情を調査、川西町は川西町の実情調査——これは私が感じているだけですけれども、都市部と本町のような農村地域といいますのか、奈良盆地の国中の一市町村とでは状況はやっぱり大分と違ってくると思います。社会的背景の状況が大分と違ってくると思いますし、そういう点で、学校の先生も顕在化して子どもの貧困が明らかに起こってきているという状況にはなっていないというのが、先生が日ごろ子どもさんを通じて感じておられる統一した感覚のようでありますので、そういう点で、なおさら実情調査というのは必要だなというふうに私は思っているところであります。

最後に就学援助制度の条例化の問題ですけれども、要綱実施から規則にしていこうということでありましたけれども、いずれにしても、条例にすることで議決議案になってきますし、必然的に住民チェックが働くという形になりますので、こういった就学支援制度の内容については、きちんと条例化をして、住民の皆さんにも示して、チェックが働く、そういう取り組みとして、就学援助基準を国が引き下げても本町は従前どおり引き続き実施したわけでありますから、そういうことも皆さんにつまびらかにわかるように示して、大いに実施していけばと存じますので、その辺、条例化について改めて求めるところであります。最後にその御所見をお聞かせいただいて、質問を終わります。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、まずは要綱から規則化へ対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 要綱から規則はわかりませんが、条例化には何か引っかかりがありますか。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 住民チェックということなんですけども、住民の皆さんの代表でございます議員の皆さんが要綱、規則について見ていらっしゃると思いますので、まずはそれで十分ではないかなと考えておるところでございます。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 確かにそれで十分という町長の御意見は御意見かも知わかりませんが、議決事案になるのとならんのとは全然違いますし、内規はあくまでも中でできますので、それを何ぼ我々議員が見ても、住民の皆さんも見ることはできますが、ただ、「こうなってんのか」と言うて見るのと、きちんと決めるといふ住民チェックは大分と違うと思いますので、そこのところは十分に踏まえた上で条例化へと進んでいただきたいと存じます。

以上です。

議 長（森本修司君） これをもちまして一般質問を終わります。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第11、承認第4号、平成27年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、日程第27、同意第2号、川西町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

お諮りいたします。

日程第11、承認第4号、平成27年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、日程第21、承認第14号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてまでの11議案を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明いたします。

まず、今回専決して執行いたしました平成27年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険事業勘定特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計の補正予算につきまして御説明いたします。

承認第4号、平成27年度川西町一般会計補正予算についてでございます。

まず、全体の概要を御説明します。2ページをお開き願います。

歳入面では、税及び税関係交付金の収入見込みによる増減で3,781万1,000円の増、地方交付税は5,093万4,000円の増、以降、事業実績に基づき、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金及び諸収入を減額しました。

次に、5ページから6ページを御覧ください。

歳出面では、ほとんどの費目で事業の執行残に伴う減額調整を行っております。ただ、総務費においては、将来に備えて、その他の費目の減額分1億7,088万1,000円を基金に積み立てておりますので、1億4,251万8,000円の増額となっております。

それでは、内容の説明をまいります。

10ページを御覧ください。

歳入の部につきまして、款1.町税については、固定資産税及びたばこ税は減少しましたが、法人町民税が増えたことにより69万4,000円の減額、款2.地方贈与税は307万1,000円の増額、11ページを御覧ください、款3.利子割交付金は67万7,000円の減額、款4.配当割交付金は325万5,000円の増額、款5.株式等譲渡所得割交付金は653万5,000円の増額となっております。

12ページを御覧ください、款6.地方消費税交付金は、県内消費の回復等により2,044万1,000円の増額、款7.自動車取得税交付金は355万6,000円の増額、款8.地方特例交付金は102万1,000円の増額、款9.地方交付税は特別交付税の増により5,093万4,000円の増額、款10.交通安全対策特別交付金は8万5,000円の減額となっております。

13ページを御覧ください。款12.使用料及び手数料ですが、一般廃棄物排出量の減少により、100万円の減額となっております。

款13.国庫支出金ですが、実績により補正を行うもので、主に地方創生加速化交付金及び防災安全交付金等の減により、3,631万4,000円の減額となっております。

14ページをお開きください。款14.県支出金ですが、これも実績により補正を行うもので、自立支援県負担金及び健康寿命を延長する取り組み推進モデル事業委託金等の減により、515万円の減額となっております。

15ページを御覧ください。款16.寄附金ですが、ふるさと応援の寄附金が少なかったことにより、61万5,000円の減額となっております。

款17.繰入金では、地域集会所の建設及び道路整備事業等に係る原資として、それぞれ自治振興基金及びまちづくり基金の取り崩しを予定しておりましたが、当初予定より建設費等が少額で済んだことから、2,753万円の減額となっております。

款19.諸収入ですが、これも実績により補正を行うもので、福祉医療貸付金については、当初見込んでいた貸し付けを行わずに済んだこと、自治総合センターコミュニティ助成金が不採択になったことにより、1,130万円の減額となっております。

次に、歳出の部ですが、16ページをお開きください。

先ほど全体概要の中でも御説明いたしました。款2.総務費では、基金の積み増し及び各種事業の実績見合いによる減で、都合、1億4,251万8,000円の増額としております。

17ページを御覧ください。款3.民生費では、障害福祉サービス給付費等負担金、更正医療費負担金、老人保護措置費及び保育所運営等の減等により、4,431万8,000円の減額となっております。

18ページをお開きください。款4.衛生費では、予防接種委託料、ごみ処理委託料の減等により、1,266万円の減額となっております。

19ページを御覧ください。款5.農商工業費では、唐院工業団地周辺整備関連設計委託料等の減により、491万4,000円の減額となっております。

款6.土木費では、橋梁長寿命化対策工事、公共下水道事業特別会計への繰出金、コミュニティスペース備品整備、公営住宅維持補修工事の減等により、4,789万1,000円の減額となっております。

款8.教育費では、川西小学校や文化会館の管理費等の減により、1,933万2,000円の減額となっております。

22ページをお開きください。款9.公債費では、支払い利子において長期債の実借り入れ額及び金利に差額が発生したことにより、656万7,000円の減額となっております。

以上により、一般会計の歳入歳出につきましては683万6,000円の増額補正となり、この結果、平成27年度の一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ44億32万7,000円となります。

なお、平成27年度一般会計の予算関係としては、先ほどの報告第2号の繰越明許費繰越計算書のとおり、総務費においては自治体情報セキュリティ強化対策事業費、民生費においては臨時福祉給付金給付事業等について、27年度分の事業費を明許分として財源とともに繰り越しさせていただいております。

次に、承認第5号、平成27年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

これは、歳出において、主に一般被保険者療養給付、退職被保険者等療養給付費及び出産育児一時金の減、歳入においては、これに伴う国・県支出金及び交付金、繰入金の増減等によるもので、歳入歳出それぞれ4,800万円の減となっております。

以上により、平成27年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億1,787万8,000円となります。

次に、承認第6号、平成27年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

これは、歳出においては、主に居宅介護サービス、施設介護サービス及び介護予防サービスの利用実績の減に伴う給付金・負担金の減等でございます。歳入は、歳出減に伴う国・県負担金等の減となっております。歳入歳出それぞれ614万1,000円の減額となっております。

以上により、平成27年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億2,728万4,000円となります。

なお、先ほどの報告第3号の繰越明許費繰越計算書のとおり、介護保険システ

ム改修事業について、27年度分の事業費を明許分として財源とともに繰り越しさせていただいております。

次に、承認第7号、平成27年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

これは、下水道整備費及び下水道維持管理費の減及びそれに伴う起債等の財源の減によるもので、歳入歳出それぞれ1,443万5,000円の減額となっております。

以上により、平成27年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,524万9,000円となります。

次に、承認第8号、平成27年度川西町水道事業会計補正予算についてでございます。

3ページを御覧願います。

これは、収益的収入、第1款水道事業収益 第1項営業収益において、加入分担金の減による171万円の減額、収益的支出、第1款水道事業費用 第1項営業費用において、実績に伴う修繕費85万9,000円の減額、第2項営業外費用において、消費税及び地方消費税148万5,000円の増額、4ページを御覧願います、資本的支出、第1款資本的支出 第1項建設改良費において、実績に伴う工事費740万円の減額補正をお願いするものでございます。

これにより、平成27年川西町水道事業会計の収益的収入第1款水道事業収益は2億3,376万1,000円、第1項営業収益は2億1,019万1,000円、収益的支出第1款水道事業費用は2億924万4,000円、第1項営業費用は1億9,045万3,000円、第2項営業外費用は1,849万1,000円、資本的支出第1款資本的支出は6,703万1,000円、第1項建設改良費は3,405万2,000円となります。

続きまして、28年度予算において専決して補正させていただきました内容について御説明します。

承認第9号、平成28年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

5ページを御覧願います。

これは、平成27年度会計の償還収入に歳入不足が生じたため、平成28年度会計から繰り上げ充用により補填するもので、歳入歳出それぞれ1,677万1,000円増額しようとするものです。

以上により、平成28年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,492万円となります。

以上が予算関係の説明でございます。

続きまして、専決いたしました条例について御説明いたします。

承認第10号、固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例についてでございます。

これは、行政不服審査法等の施行に伴い改正した固定資産評価審査委員会条例

について所要の追加改正を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分としたものでございます。

3枚目「条例の概要」を御覧願います。右の欄の概要を御覧ください。

内容としましては、引用条文の条ずれの修正及び改正条例の適用区分の見直しを行うものでございます。なお、同条例の施行日は、平成28年4月1日としております。

次に、承認第11号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方公務員法の一部が改正されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分としたものでございます。

3枚目「条例の概要」を御覧願います。右の欄の概要を御覧ください。

内容としましては、地方公務員に対して人事評価制度の導入が義務化されたことに伴い、勤勉手当の支給に人事評価結果の反映を行うものでございます。

なお、同条例の施行日は、平成28年4月1日としております。

次に、承認第12号、川西町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分としたものでございます。

3枚目「条例の概要」を御覧願います。右の欄の概要を御覧ください。

内容としましては、主に再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の負担軽減措置の拡充等を行うものでございます。なお、同条例の施行日は、平成28年4月1日としております。

次に、承認第13号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分としたものでございます。

3枚目「条例の概要」を御覧願います。右の欄の概要を御覧ください。

内容としましては、国民健康保険税負担の公平の確保と低所得者層の税負担の軽減を図るための課税限度額の見直し及び税軽減対象世帯の拡大のための軽減判定所得基準の見直しを行うものでございます。なお、同条例の施行日は、平成28年4月1日としております。

次に、承認第14号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、承認第11号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様、勤勉手当の支給に人事評価の結果を反映させるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分としたものでございます。なお、同条例の施行日は、平成28年4月1日としております。

以上が専決処分の承認を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

議長（森本修司君） 町長の説明が終わりました。

日程第 1 1 より日程第 2 1 の承認案についての審議に入ります。

質疑ありませんか。

芝議員。

11番議員（芝 和也君） それでは、専決議案に対して 4 点お伺いたします。

まず、27 年度一般会計補正予算であります。町長の御説明にありまして、精算に伴う減額補正等をやって剰余金を基金に積む、例年どおりの処理がなされているところであります。本町の財政的な体力として、それなりにこの間温存してきているものと私は見ているわけですが、方向性といいますか、目途としては、さらに備える必要ありというふうに見ているのか、その辺の財政的な体力に対する御所見を賜りたいと存じます。

次に、28 年度の補正予算で、住宅新築資金の補正予算についてであります。

例年どおり、本年度の補正も前年度の精算によりまして歳入不足が生じたのを繰り上げ充用するための措置が講じられているものであります。そもそも歳入不足が何で生じてきたのか。結果、この間ずっと続いているように、繰り上げ充用することになったわけですが、こうした施策はそれなりに一定の先進的な取り組みでありますから、今後の各種諸制度のためにも、何でこういう問題になってきたのかということ、これを教訓化することが必要であろうというふうに思っていますが、その辺、教訓はいかに置いておられるのでありましようか。お聞かせいただきたいと存じます。

それから、11 号と 14 号の職員給与の条例改正についてであります。これは人事評価の導入で出た、その評価結果を勤勉手当に乗せるということで、今年のボーナスから影響することとなるようではありますが、評価を得るべく頑張る意識を持って働こうということにつながるというか、そういった狙いがあるのかというふうには思いますが、結果が給料に響くとなってまいりますと、評価を得てくる、どんどん頑張っていこうというのは普通の発想から出てくるものかと思うんですけれども、その辺、自治体職員、公務員労働というのは、物をつくる生産労働ではありませんので、そういう点で言いますと、住民の皆さんに対して住民の顔を向いて仕事をするべきところ、職務に従事するべきところを、評価を得るべく、所属長の顔を伺いながら、そういった方向になりかねないというふうなところを危惧しているわけがあります。

普通、給料に響いてくるということになりますと、職員の心理も大分複雑になるかと思いますが、そこら辺、町長御自身は、そういった職員心理状態も含め、今般の取り組みをどういうふうに見ておられるのか、御所見をお聞かせいただきたいと存じます。

最後に国保税条例であります。今般の改定に伴います町税への影響額等、実情をつかんでおられると思いますので、その辺を示していただきたいと存じます。

また、今後国保は全県一本になってまいりますので、その場合、現在の 4 方式の算定方式が 3 方式に移行していくということですが、そうした場合も今般の改正で行うような事態が、引き続き同様の皆さん、負担限度額が上がるから、

上がった皆さんにはかぶるけども、あとには影響ないと。底辺を捕捉するから、その捕捉範囲が縮まることなく、引き続き影響ないのかどうか、そこら辺のところについて事情をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員の御質問につきましては、各関係部局よりお答えさせていただきます。

議 長（森本修司君） 総務部長。

総務部長（西村俊哉君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、1番目の平成27年度の一般会計補正予算についてでございます。

議員がお述べのように、3月末の専決補正で、減債基金で5,000万円、まちづくり基金に1億2,000万円の積み増しを行っているものでございます。

このような基金の状況は財政上どのように評価するのか、そして、積み立てが今後も継続して必要かどうかというような質問の趣意であると存じます。

まず、基金の総額についてでございますが、平成26年度の決算統計ベースで基金総額は約40億円程度となっております。これは本町の標準財政規模の約1.5倍ほどになりますので、財政体力的な面では、短期的なものに限りませけれども、税収の減などにも耐え得るものではないのかなというふうに考えております。

次に、今後の積み立ての必要性についてでございますが、従前より御説明いたしておりますように、基金財源は、基本的には大規模事業における町単独負担分への充当や公債費の増額、災害等での不時の出費、または、近々に示されたことではございますが、消費税2%増税の再延長などによります交付税財源への影響などに備えるべきものと考えております。

大規模事業につきまして具体的に申し上げますと、駅前事業では、地上駅舎で行うといたしましても、現段階で約17億円ほどの事業費が予想されております。また、築20年を経ました文化会館の空調等の大改修にも、今年度実施設計に着手しているところでございますけれども、約4億円程度の費用が必要であろうと見込まれております。また、島の山古墳の整備にも今のところ約3億円近くの事業費を見込んでおりますし、それ以外にも、デジタル化に向けた防災行政無線の更新、広域消防行政への退職手当に係る負担増、今年度新たに設立されました県北西部広域環境衛生組合に係る施設整備の負担や企業誘致に係る周辺のインフラ整備、そういうようなところで多額の経費が見込まれているところでございます。

加えまして、普通建設事業の執行に当たりましては、交付税の算入のないような金利負担をしていくだけのような借入れは行わずに、基金を原資とした対応というものを今後考えております。

また、28年度予算では、3月議会の折に御説明いたしましたように、認定こども園に係る負担補助の財源としても約8,000万円を既に地域福祉基金に依存いたしておるところでございます。

このように、多くの一般財源の支出が見込まれる一方、高齢化または人口の減少による町税収の減が見込まれることや、今後の交付税税収につきましても多くは期待できないというような現状でございます。そのようなことから、大規模事業のためだけではなく、行政サービスを維持していくための備えとしても基金が使われていくものであるというふうにご考えておるところでございます。

以上のようなことを踏まえまして、基金の積み立てにつきましても、決算剰余金をベースとした形で、当面の間継続していくものというふうにご考えております。

以上でございます。

議長（森本修司君） 産業建設部長。

産業建設部長（吉田昌功君） 続きまして、28年度住宅新築資金の補正についてでございます。

「住宅新築資金等貸付金の繰り上げ充用をすることになったのか」につきましては、貸付金の償還が順当に推移していれば、繰り上げ充用処理の必要はありません。しかし、順調に償還されている方の債権が終了するなど、償還による歳入は減少していきませんが、滞納分は残ってしまいます。平成16年度までは貸付事業債の償還額よりも貸付金償還額が上回っておりましたが、17年度以降は貸付事業債の償還額が上回っております。そのため歳入不足が生じており、繰り上げ充用を行っております。

現在は、貸付金償還額が回収組合の努力等により貸付事業債の償還を上回っており、繰り上げ充用額が減少していくものと考えております。

続きまして、今後の各種制度の教訓といたしましては、現在のところ、町が貸し付けを行う予定はございませんが、制度の説明及び申請時における審査の厳格化により、回収の見込みを的確に判断し、趣旨にのっとった貸し付け等を行う必要があると考えております。

なお、住宅新築資金等貸付金の回収につきましては、今後も回収管理組合に対し、回収業務の強化のため、引き続き調査・交渉を行っていただくとともに、連携を密にし、債権回収に取り組み、また国及び県の補助金対象となるように働きかけていただき、あらゆる方法・対策を模索しながら滞納件数の削減に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（森本修司君） 総務部長。

総務部長（西村俊哉君） 続きまして、職員給与条例についてお答えいたします。

人事評価制度は、主に職員の能力を最大限に引き出し、効率的な行政体制を整備していくなどのために設けられたものでございまして、平成22年度から平成26年度に試行をしてきたところでございます。

評価される内容につきましては、目標に対する達成度（業績評価）と、目標を達成するためのプロセス（能力評価・態度評価）、これらの2つの事項で評価することになります。このように、人事評価では、被評価者の職務上に見られた行動や仕事の成果などの事実を評価基準に照らし絶対評価するものでございまして、

職務以外での活動や実績は原則として評価の対象とはしないことになっております。

また、評価方法につきましても、課長が面談を含めた1次評価を行い、各部長が2次評価者として評価をした後、評価結果を数値化するというふうなことになっております。評価に当たっては、各評価項目ごとの評価基準を示したり、所属間での評価のばらつきを調整するために、評価適正化会議を実施して、複数の評価者により評価の平準化も図っているところでございます。

したがいまして、議員が御懸念されるような特定の評価者によって個々の評価が左右されるというようなことは考えにくいこととございます。また、同様に、特定の評価者のために事務を行うというようなこともないのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

議長（森本修司君） 福祉部長。

福祉部長（下間章兆君） それでは、承認第13号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてお答えします。

今回専決処分させていただきましたのは、国民健康保険税の賦課限度額について、基礎課税分を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額を17万円から19万円に引き上げる改正と、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、5割軽減について「基準額33万円+26万円×被保険者数」を「基準額33万円+26万5,000円×被保険者」に、2割軽減について「基準額33万円+47万円×被保険者数」を「基準額33万円+48万円×被保険者数」にすることで、軽減対象世帯の拡大を図るというものでございます。

国民健康保険税は、御存じのように、医療給付費に対する税の負担が過度とならないように政令で上限が定められており、市町村は、政令で定められている額を上限として条例で課税額を規定しております。今回、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布、施行期日を平成28年4月1日とされたことにより、専決処分させていただきました。

今回の改正による影響額についてでございますが、平成28年度の国民健康保険税の課税の本算定は7月1日になっておりますので、平成27年度の課税ベースで算定いたしますと、基礎課税分につきましては14件28万円、後期高齢者支援分で16件29万6,000円の合計57万6,000円の増額となると思っております。

また、軽減世帯につきましては、2割軽減が3世帯の増で5割軽減が7世帯増加して、都合、軽減額は29万4,000円減額となるかと考えております。

また、現在、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で課税していますが、奈良県一本化後の課税方式が、所得割、均等割、平等割の3方式に変わったとしても、応益保険税の5割軽減及び2割軽減の軽減判定には所得を基準とすることから、現在と変わりはないと考えております。

賦課限度額につきましては、国のほうからも示されておりますので、現在と同様の形になろうかなと考えております。

以上です。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） まずは財政体力についてであります。

標準財政規模の1.5倍と、基金はそれなりに積み重ねてきていますので、皆さん一目瞭然のとおり見てはると思いますが、いろいろ出費がこれからついて回るので、それに備えていくためには必要だと、こういう形でありました。いずれにしても、今後とも精算した後の剰余金を積んでいくという形は変わらないのかなというふうには思いました。

ただ、そういったハードベースだけではなくて、ソフトサービスも含めて住民サービス向上に資する取り組みに生かしていきたいと、こういうことでありましたので、そういう点でも大いに財源活用をやってもらったらいいと思えますし、あと一点は、起債に頼らずに、貯めてたら、そのお金を使っていくという考え方も示されていますけれども、物の考え方としてはいろいろあるかと思いますが、やっぱり仕事をしていく上において、物を建てる、事業をして整備をしていく、それを使っていくのは、それから後の住民みんなを使っていくということになるわけですから、現時点のお金というよりは、まずは起債で借りて、使っていきみんなが後から返していくという考え方も基本の一つに置いてしかるべきだと思いますので、その辺はすみ分けながら、十分に体力を生かした行政運営に努めていただきたいと思います。考え方として、その辺をお示しいただけたらと思います。

住宅新築資金であります。ちょっと聞き方も悪うございましたが、事務的には、「入」が足らんようになってきたさかい、「出」を今年からまわりして、繰り上げ充用で放り込んでいっているというのは、それはそのとおりやというふうに思います。結局、何で「入」が入ってこんようになったのかということはいえずと、やっぱり滞納の問題があると思えますし、その滞納の発生事案については、今後の教訓化のところ、貸し付けするときに審査の厳格化とか、そういうふうなことできちんと見きわめていきたいという話もあったと思えますが、例えば普通に家を建てるのに銀行ローンを借りるときに審査してもらおうというのは、そういう尺度やと思うんです。ところが、自治体に取り組むこういった貸し付け資金というのは、ただ単に貸し付けをして、その利子で利益を得るという目的のためにやる事業とは違うわけです。とりわけこの住宅新築資金制度は、同和対策事業として、狭隘な地域での劣悪な住環境を早急に改善していかんなんということで、一気に区画整理といいますか、環境整備もして、今日の状態に持つていくためには、こういった資金を段取りをし、そして協力もいただいて事業を進めていくという取り組みでありますから、制度としては全然悪くない、非常に進んだよい制度だというふうに思います。問題は、滞納が発生するということにつながるように、やっぱり密に——ただ単に貸して期日どおりに返済してくださいというだ

けではなくて、きちんと返済も含めて面倒を見ると言うたらおかしいですけども、見て回るだけのきめ細かな取り組みを持っていかんことにはあかんのではないかというふうに思っております。

同様の取り組みがいつ、どこで取り組まれるかはわかりませんが、いずれにしても、大規模災害等々、これからもいつ何どき起こってくるかわかりませんし、この全国的に続いている中からいけば、やっぱり再建に向けてはそういった貸し付け制度で復興・再建ということにもなっていく可能性も出てまいるのであります。その辺、教訓を十分生かしていく必要があるのではと存じます。

その辺についての考え、見方について、町長の所見がありましたら、お聞かせいただきたいと存じます。

それから、給与条例についてであります。これは、いずれにしても心配要らんよと、こういうことであります。人事評価はしたらええと思えます。それを給料に反映さすというのは、誰でも心理に影響して当たり前やと普通は思えますし、その結果が給料に乗ってくるわけですから、今までになかった心理状態になるのは当然ではないかというふうに思えます。

評価の客観性をきちんとしていくという話でありましたけれども、人事評価、評価は評価でしたらええと思えますけれども、わざわざ給料に乗せる必要があるのかどうかというのが私は大いに疑問なんですけれども、何でこれに乗せていくのかという点について、踏み切った狙いといいますか、思いをお示しいただきたいと思えます。

それから、国保税条例についてであります。

今回の影響額、税収増になる分と減になる分と、上下ありますけれども、いずれにしても今般の改定が一本化後は影響することなく、同じように働いていくということでありました。今回、低所得者の捕捉範囲を広げる、対象を広げるための措置がとられていますけれども、この間も町長と、底辺をどう支えていくかということ、後期高齢者の医療保険の分野でも議論を重ねているところであります。町長の一つの考えとしては、「国保は一部の人だけや。全体としては…」というふうなこともおっしゃるわけですが、仕組みとして、現在、国民皆保険制度で、みんなが医療保険証を持っていて、お医者さんに診てもらえるという制度になっていますけれども、それは、この国民健康保険制度があるから、皆保険制度があとの社会保険とか組合保険とかいろいろある中で国民全体に行き渡っている制度だというふうに認識しているんですけども、この辺、現在の制度の仕組みとして、一部ではなくて全体にしっかりかかっているものだというふうに私は思いますが、事務当局としては、皆保険制度を支える仕組み上の、国保があるから皆保険制度がしっかり支えられているという、そのところの認識はいかがお持ちか、聞いておきたいと思えます。

以上です。

議長（森本修司君） 町長。
町長（竹村匡正君） 芝議員のそれぞれの御質問にお答えします。

まず、基金の積み立ての件に関しまして、先ほど部長からも申し上げましたとおり、大規模事業等に備えるものであるということで、ハード面だけでなく、ソフト面も重視していただきたいという御趣旨であったかと思えますし、また、ハード分野につきましては、後々の世代が利用するのであって、起債において対応して、利用する人間が負担していくことが望ましいというような趣旨だったかなと思えます。

これにつきましては、今後川西町の将来人口が減少していくということも見えておりますので、将来に備え、むやみに歳出の拡充に走るべきではないのではないかとというのが私の考えでございますし、また、ハード施設につきましては、次の世代が利用するということでございますけれども、やはり次世代の皆さんに対しまして負担は極力抑えるべきであると考えておりますので、基金は今までどおり、余った分については積み増ししていきたいと考えております。

次の住宅新築資金に関する件でございますけれども、議員がおっしゃいましたとおり、これだけ滞納が増えたのは、その時々債務者の方々の状況の変化を余り見ていなかったのではないかとというような趣旨だったかと思えますけれども、まさしくそのとおりだと感じております。現在はこういった貸し付け制度はございませんが、税金、そのほか各種の町から住民の皆様に対しましての債権がございますので、当然回収には力を入れていきますけれども、住民の皆様方の状況を見つ、福祉分野の支援が必要であれば、そちらの支援へも導くといった対応をしていきたいと考えております。

次の職員給与条例に関しましては、人事評価することについては異論はないけれども、給与に反映させるのはどうかというような趣旨であったかと思えます。やはり評価だけではなく給与に反映させることで、皆様方もしっかりと職務に励まれるのではないかと考えておる次第でございます。

健康保険条例に関しましては、担当部局からお答えいただきたいと思えます。

議長（森本修司君） 福祉部長。

福祉部長（下間章兆君） 議員お述べのように、国民皆保険制度を構築している上におきまして、国民健康保険というのは、その底辺を支えているということで、非常に有効な制度だというふうに考えております。

それゆえ、加入していただいている世帯につきましても、本町の場合で言いますと、所得250万円以下の方が84%ほど占めておられます。そのようなかげんで、先ほど言いましたように、医療給付に対して税負担が過度とならないように上限額を決め、また、所得のない人に関しては、7割軽減、5割軽減、2割軽減という形で国のほうもそういう施策を持っておりますので、町といたしましても、そういう施策を講じて制度を維持していくというような形になろうかと思えますけれども、国保は、加入している構造的な部分が、やはり低所得者が多いというのが一番の難点でありまして、それは住民さんの責任でもないし、行政の責任でもない。ということで、国の制度を活用しながら、そういう低所得者に対する助成制度を構築していきたいと考えております。

いつも芝議員の言われるさらなる追加というのは、今のところ考えておりませんので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝議員。

11番議員（芝 和也君） それでは、承認第4号、平成27年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてより、承認第14号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての11本の承認案に対する討論を行います。

態度表明といたしましては、9号の住宅新築資金の補正予算案、それから、11号と14号の職員給与の種類及び基準に関する条例案の3本は不承認とし、あとは承認する次第であります。

まず、27年度の一般会計を初め、国保、介護保険、公共下水道の特別会計、水道企業会計につきましては、事業の精算に伴う会計上の処理を行うものでありますので、承認するものであります。一般会計におきましては、体力的にはそれなりに温存できていることから、これから先の予算計上に当たっては、現下の経済状況等も勘案し、いかにして住民生活向上に資する取り組みとして働くことができるかを念頭に置いて、景気の浮揚策を初め、自治体として住民及び滞在者の安全と教育・福祉の向上に資する各方面での取り組みに力を注がれんことを求めまして、これらの各補正予算の専決処理は承認するものであります。

次の28年度の住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の補正であります。これは、前年度の歳入不足を補うべく、繰り上げ充用して会計処理を行うものであり、自治法上は許容されている扱いではありますが、特異な処理であることは認めません。従前から議論は平行線ではありますが、いずれにしましても、変則的に処理せざるを得ない状態になっている以上は、その旨をつまびらかにすることは避けて通れませんし、貸付金の返済残が確定してから説明するとされている問題でもありますから、滞り状況と今後の傾向はもうほぼ明らかになっているところでもあります。こうした一連の取り組みは、町が金貸し業を営み、利益を得るために取り組んでいるものでは決してありません。それは、先ほども触れましたように、人為的につくり出されたいわれなき差別により狭隘な住環境に置かれてきたことから、その改善が緊急に求められる事案として特別に取り組まれた行政施策にほかなりません。したがって、借り手の自立に向けた手だて等も含め、返済に関しては遅滞なく行えるよう、しっかりとしたフォロー体制も含め、幅広く手厚い取り組みがあってこそ、施策として有効に働くというものであると存じます。このところを行政としても今後には生かすためにも、大いに教訓化する必要があるものと考えます。

これらも含め、住民の理解と納得を得るべく、事の次第を明らかにした上で会計処理に当たるべきものと存じますので、こうした観点での取り組みが欠落したままでの会計処理は賛成できません。よって、本承認案は、不承認とする次第であります。

次の10号の固定資産評価条例は、単なる条項ずれの訂正、適用区分の見直し、12号の町税条例、13号の国保税条例は、いずれも上位法の改正に伴う町条例の改正であります。取り組みの中身がこれで十分かといえば、議論の余地は残りますが、その影響は従前と比べてプラスに働く改正でありますし、特段反対するものでもありません。

特に国保税等と言うならば、今後ますます厳しさを増す経済環境にあることから、今般の税額軽減の捕捉対象の出現は容易に予想されることでありますので、施策の充実に努めることが自治体としては大いに求められる分野になってきていることでありましょう。また、この間議論を重ねている社会保障分野の比重は高まることが必然でありますから、それに応じた予算の充実に努められんことを改めて申し添え、これら3条例案は承認いたします。

最後に、11号と14号の職員給与の種類及び基準に関する条例改正についてであります。これらはいずれも人事評価を勤勉手当において今年のボーナス時から課すものでありまして、これにより、受け取る金額として違いが生じる問題であります。成果に応じて対価として報酬を得るのは、今日の経済社会では当たり前といえども、事は住民に雇われている公務員の処分というものは、ものづくりでもありませんし、対価を得てサービスを提供するものでもありません。それは、全体の奉仕者として、市民生活における広範な分野に関して、それこそ対象とする住民がこの世に生を受けてから閉じられるまで、生涯にわたって携わる仕事でありまして、対価という観点でははかれない分野に属するものにほかなりません。だからこそ公平公正を旨とし、憲法と法律を遵守し、これに照らして職務を全うするのが公務員労働でありまして、対価のあるなしにかかわることなく、住民生活に付随する広範な分野にわたって必要なサービスが等しく提供されるわけであります。今般の改正は、ここに大きな隔たりが生じる問題につながりかねませんし、公務員労働には全くそぐわない措置と考えるものであります。

よって、職員給与に関する本条例案は、2本とも承認するわけにはまいりません。

以上、今般提出の11本の専決・承認案件に対する討論を終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

伊藤議員。

4番議員（伊藤彰夫君） 承認第4号から承認第14号まで全て賛成の立場で討論させていただきます。

まず、承認第4号から承認第8号の補正予算につきましては、年度の終わりにかかりました精算が主な内容になっております。また、一般会計につきましても、

余った予算を基金に積み立てるとするのは当然の措置だと考えます。

したがって、この4号から8号については承認いたします。

続きまして、承認第9号、住宅新築資金の補正予算についてですが、住宅新築資金の専決処分につきましては、債権回収の主体となっていていただいている回収管理組合とも密に連絡をとっていただいているということをお聞きしております。現段階でとり得る会計的手段としては、繰り上げ充用が最も適当であると判断できますので、この件についても賛成いたします。

それから、承認第11号、第14号の職員給与の人事評価の反映についてでございますが、人事評価制度というのは、もともと人を育てるのが目的と言われております。評価によって点数をつけるだけではなく、その人を育てていくというのが大きな役割だと聞いております。そして、それを勤勉手当に反映させるというのも一つの目安になるかと思っております。公務員にもやはりこういう制度は必要であると私は考えます。これにつきましても賛成いたします。

ほかの条例3件につきましては、特に問題はなく、賛成するものであります。

以上で終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第4号より承認第8号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成全員により、各案件は、原案どおり承認することに決しました。

次に、承認第9号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案どおり承認することに決しました。

次に、承認第10号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案どおり承認することに決しました。

次に、承認第11号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案どおり承認することに決

しました。

次に、承認第12号から第13号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長(森本修司君) 賛成全員により、各案件は、原案どおり承認することに決しました。

次に、承認第14号について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長(森本修司君) 賛成多数により、本案件は、原案どおり承認することに決しました。

お諮りいたします。

日程第22、議案第35号、平成28年度川西町一般会計補正予算についてより、日程第25、議案第38号、川西町道路線の認定についてまでの4議案を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(竹村匡正君) 続きまして、議案第35号から議案第37号までの平成28年度の一般会計及び国民健康保険特別会計補正予算並びにぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正について御説明いたします。

まず、議案第35号、平成28年度川西町一般会計補正予算についてでございます。

6ページをお開きください。

歳入の部といたしまして、地方創生加速化交付金などの国庫補助金や前年度繰越金等が見込めることにより、3,541万1,000円の増額をお願いするものでございます。

歳出の部については、8ページをお開きください。

款2.総務費 項1.総務管理費におきまして、特産品PRの業務委託、地方創生加速化交付金を利用した子育て支援や地域イベント事業及び地域農業に関する新たな担い手育成の実施に要する経費1,619万9,000円の増、項2.徴税費においては、町税等の滞納者に対する強制執行に伴う弁護士委託料120万2,000円の増、項4.選挙費においては、参議院選挙事務従業者に関してアルバイトから派遣業務委託に変更することに伴い、13万8,000円の増、総務費の合計につきましては、1,753万9,000円の増額をお願いするものです。

9ページを御覧ください。

款3.民生費 項1.社会福祉費におきまして、英霊名簿損傷に伴う修繕費及びぬくもりの郷の給湯配管漏水に伴う改修工事に要する経費283万円の増、項2.児

童福祉費においては、ひとり親世帯などに対する保育所等の利用者負担額算定方法の変更によるシステム改修委託料117万円の増、民生費の合計につきまして400万円の増額をお願いするものです。

款4.衛生費におきましては、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を行う川西版ネウボラ推進事業を実施するため、妊婦訪問指導委託やネウボラルーム用に保健センター妊産婦相談室を改修する経費等178万8,000円の増額をお願いするものです。

10ページをお開きください。

款5.農商工業費におきましては、結崎ネブカの新商品開発に要する経費補助150万円の増額をお願いするものです。

款6.土木費におきましては、近鉄結崎駅舎等の基本計画策定経費895万4,000円の総額をお願いするものです。

款7.消防費におきましては、消防団員の退職による報償金支払い43万8,000円の追加をお願いするものです。

款8.教育費におきましては、公立・私立幼稚園間の保護者負担額算定方法の変更に伴うシステム改修委託料119万2,000円の追加をお願いするものです。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ3,541万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにより、平成28年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億5,076万4,000円となります。

次に、議案第36号、平成28年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

4ページを御覧ください。

歳出といたしまして、款1.総務費におきまして、平成30年4月からの国民健康保険制度改正に関連したシステム改修委託料200万円の追加をお願いするものです。この経費につきましては、歳入として国の補助金を充当することとしております。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ200万円の増額補正をお願いするものでございます。これにより、平成28年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億8,963万5,000円となります。

以上が平成28年度の補正予算関係であります。

続きまして、条例の一部改正等、予算外の議案等について御説明いたします。

議案第37号、ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりください。

これは、ぬくもりの郷グループホームにおいて、短期間の指定認知症対応型共同生活介護の提供を可能とし、当該介護に伴う費用等を明記するために改正を行うものでございます。なお、同条例の施行日は、公布の日からとしております。

続きまして、議案第38号、川西町道路線の認定についてでございます。

これは、結崎356番1の道路について町道認定をお願いするものでございま

す。

よろしく申し上げます。

議 長（森本修司君） お諮りいたします。

ただいま説明のありました日程第22、議案第35号、平成28年川西町一般会計補正予算についてより、日程第25、議案第38号、川西町道路線の認定についてまでの4議案につきましては、17日に審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、17日に審議を行います。

次に、日程第26、同意第1号、川西町公平委員会委員の選任について、日程第27、同意第2号、川西町固定資産評価審査委員会委員の選任についての2議案を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、当局の提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（竹村匡正君） 続きまして、同意第1号、川西町公平委員会委員の選任についてでございます。

現在、公平委員会委員として就任していただいております福井芳子委員の辞任に伴う後任として、中川昌光委員の選任につきまして御同意を願うものでございます。

中川氏は、昭和27年11月16日生まれでございます。氏は、奈良県職員として約40年勤務されており、公務員制度に関する知識及び経験を有しております。

続きまして、同意第2号、川西町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

現在、固定資産評価審査委員会の委員として就任していただいております勝冨誠二委員の再任につきまして御同意を願うものでございます。

以上でございます。何とぞ御同意賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（森本修司君） お諮りいたします。

ただいま説明のありました同意第1号及び同意第2号について、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。

お諮りいたします。

同意第1号、川西町公平委員会委員・中川昌光氏の選任について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、本案件は、原案どおり同意することに決

しました。

次に、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員・勝寫誠二氏の選任について、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長(森本修司君) 賛成全員により、本案件は、原案どおり同意することに決しました。

ただいま同意いただきました公平委員会委員の中川昌光氏にお越しいただいておりますので、御挨拶を受けることにいたします。

中川様、どうぞお入りください。

(中川昌光君 入場)

公平委員会委員(中川昌光君) ただいま御紹介をいただきました、中川昌光でございます。

川西町公平委員会委員といたしまして、私、微力ではございますが、職責の遂行に最善を尽くしてまいりたいと考えておりますので、どうぞ皆様方の御指導、御鞭撻を何とぞよろしくお願いいたします。

甚だ簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

議長(森本修司君) ありがとうございます。

それでは、中川様、よろしくをお願いいたします。

(中川昌光君 退場)

議長(森本修司君) 続きまして、ただいま町長より、同意第3号、監査委員の選任についてが提出されております。よって、この際、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認めます。よって、本案件を日程第28に追加し、議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長(安井洋次君) 同意第3号 監査委員の選任について

次の者を川西町監査委員に選任したいため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 奈良県磯城郡川西町大字結崎366番地の4

氏 名 中嶋正澄

生年月日 昭和19年12月7日

平成28年6月9日提出

川西町長 竹村匡正

以上でございます。

議長(森本修司君) 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案説明を省略した

いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認めます。よって、本案件については、提案説明を省略することに決しました。

ただいま選任されました中嶋正澄君は、地方自治法第117条の規定により、自己の一身上に関する事項でありますので、御退席をお願いいたします。

(中嶋正澄君 退席)

議 長(森本修司君) これより本案件に同意を求める件を採決いたします。
お諮りいたします。

本件に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長(森本修司君) 賛成全員により、監査委員の選任については、同意することに決しました。

中嶋正澄君、入場願います。

(中嶋正澄君 入場)

(資料配付)

議 長(森本修司君) ただいまお配りいたしましたのが、変更後の川西町議会組織表となっておりますので、御確認をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。なお、明日より16日までは休会とし、17日午前10時より再開いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(午後1時24分 散会)

平成 2 8 年川西町議会

第 2 回定例会会議録

(第 2 号)

平成 2 8 年 6 月 1 7 日

平成27年川西町議会第2回定例会会議録（再開）

| | | |
|--|---|------------|
| 招集年月日 | 平成28年6月17日 | |
| 招集の場所 | 川西町役場議場 | |
| 開 会 | 平成28年6月17日午前10時宣告 | |
| 出席議員 | 1番 松村定則 2番 安井知子 3番 福西広理 4番 伊藤彰夫 5番 石田三郎 6番 今村榮一 7番 松本史郎 8番 寺澤秀和 9番 森本修司 10番 中嶋正澄 11番 芝 和也 12番 大植 正 | |
| 欠席議員 | | |
| 地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名 | 町長 竹村匡正 副町長 森田政美 教育長 山嶋健司 理事 藤井隆弘 福祉部長 下間章兆 会計管理者 奥 隆至 教育次長 栗原 進 水道部長 福本哲也 総務部長 西村俊哉 総務課長 大西成弘 長寿介護課長 堀内規世子 | |
| 本会議に職務 のため出席し た者の職氏名 | 議会事務局長 安井洋次 モニター係 野口明日香 | |
| 本日の会議に 付した事件 | 別紙議事日程に同じ | |
| 会議録署名 議員の氏名 | 議長は会議録署名議員に次の2人を指名した | |
| | 2番 安井知子 議員 | 3番 福西広理 議員 |

川西町議会第2回定例会(議事日程)

平成28年6月17日(金)午前10時00分再会

| 日 程 | 議案番号 | 件 名 |
|-----|-------------------|-----------------|
| 第1 | 議案第35号～ 議案第38号 | 質疑・討論 採決 |

(午前10時00分 再開)

議長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。過日、当局より提案説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

議案第35号、平成28年度川西町一般会計補正予算についてから、議案第38号、川西町道路線の認定についてまでの4議案について、質疑ありませんか。

松村正則くん。

1番議員(松村定則君) 第37号議案のぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正についてであります。

ぬくもりの郷グループホームの短期利用、ショートステイの利用の追加を規定するもので、利用定員9名の中で空いている居室を利用して30日以内の短期利用を提供するとの解釈でよいのかと思いますが、現在、ショートステイのニーズも高く、認知症高齢者の家族支援の観点からも、短期利用者枠を1名か2名と定め、10日以内の利用期間として、より多くの家族を支援していく必要があると考えます。

町長のお考えをお示してください。

議長(森本修司君) 町長。

町長(竹村匡正君) 本件につきましては、担当部局から御回答させていただきます。

議長(森本修司君) 福祉部長。

福祉部長(下間章兆君) それでは、私のほうから回答させていただきます。

ただいまのグループホームの条例改正でございますが、認知症といいますと、二、三十年前につきましては痴ほうと言われていまして、認知症に対する知識も社会全体に乏しい時代がありましたが、現在では、たとえ認知症になっても適切な援助を受けながら社会生活を継続して送る権利が保障されているという形です。

一方で、日々お世話されている御家族の方は大変御苦労されているということで、利用者家族にとっては、ショートステイやデイサービスは一定期間介護から解放され、自分の時間を持つということができ、また、介護の負担軽減を図ることができる認知症家族介護支援サービスとなっております。

ショートステイは、特別養護老人ホームに併設された施設に短期間入所していただき、利用者家族の病気や冠婚葬祭、出張などで一時的に在宅介護が困難なときにも役立つと言われております。

ぬくもりの郷グループホーム条例の改正の趣旨につきましては、松村議員がおっしゃるとおりだと考えております。入居者が入院され、あるいは施設入所されるなどで退所され、一時的に空き部屋ができた場合に、その居室の有効活用として、グループホーム入所者が決定するまでの間に、利用定員の範囲内で、ワンユニットでは9名となっておりますけれども、1名に限り短期間で利用していただ

るといった厚生省の省令で定める基準枠を利用した改正となっております。利用期間につきましても、ショートステイの基準に従って30日以内とさせていただいているところです。

そのようなことから、ぬくもりの郷グループホームでは、認知症高齢者の方が共同生活をしていただく住居で、日常生活の世話や機能訓練などの住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じた充実サービスを提供していきたいと考えているところでございますので、短期利用につきましても御理解のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（森本修司君） 松村議員。

1番議員（松村定則君） 御回答ありがとうございます。ただ、30日という規定をしておられる場合、最長の場合は1カ月30日利用されるのかなど。これを10日もしくは1週間とかいうふうに短い期間にさせていただきますと、1名の利用者が3名、4名と1カ月に増えるわけなので、その機会が町内の各家族さんに回るのかなどというふうに思っておりますので、最長期間をもう一度お考えいただけたらと思います。

以上です。

議長（森本修司君） 福祉部長。

福祉部長（下間章兆君） 今、30日という形で、あくまでも厚生省令で、ショートですので30日以内という形になっております。グループホームでそういうサービスを開始しますという形になりましたら、ケアマネージャーにも周知させてもらいまして、そういうニーズがありましたら、まずケアプランを立てていかなあきませんので、そういうところで調整していったらという形で、あくまでも空いている期間の有効利用と、家庭で介護されてる家族の方の出張とか入院とか、そういう短期にそういうことが生じた場合と思っております。

今、議員が言われるような形で、もし複数の要望がありましたら、そういう形で調整とか、ケアプランを立てていただくときに検討していきたいなど。

ただ、厚生省令で定めているのは、ワンユニット9名の定員以内で、短期利用については算入しないというように定めておりますので、条例につきましてもそれに沿っているという形でやっておりますので、御理解いただけたらと思います。

議長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

芝議員。

11番議員（芝 和也君） それでは、私からもただいまのぬくもりの郷グループホーム条例並びに一般会計の補正予算で若干お尋ねをいたします。

まず、一般会計であります。今般、農商工業費でネブカの商品開発への補助金が組まれております。これは販路の拡大ということで、いろいろな効果があるかと思いますが、生産者に対する直接の手だてというのは考えていないというのが、これまでのやりとりの中での御答えであります。その辺、商品開発で販路を拡大していくとか、いわゆる側面的な支援はたくさん組まれているんですけれ

ども、そういった直接的な手だてに対して、商品開発同様に何がしかの手だてを講じる必要があると心得ますが、この辺について、そういう考えはないのか、お尋ねをいたします。

それから、都市計画費であります。いよいよ駅前周辺整備に絡めたフューチャーセッションが始まっていきます。今般、話題提供者というような対応で人員を段取りしているようでありますが、フューチャーセッションのイメージなんですけれども、自由闊達にオープンに住民の皆さんに参加をいただいて、大いにみんななで意見を交え、知恵を出して、まちづくりについて考えていく場というふうなイメージ、認識をしているんですけれども、その辺、今般の話題提供者といたしますか、そういう立場での人員配置ということになりますと、一定の方向性を示して、そこに船が着くようにというふうなことにはならないのか、その辺の問題についていかがお考えか、お尋ねをいたします。

それから、ぬくもりの郷条例についてであります。

ただいまの同僚議員の質問とも重なる部分もありますけれども、いずれにしても、空き部屋の活用ということで今般の条例改正が組まれています。今後の利用状況にもよりますけれども、結局、ただいまの話も含め、そういった認知症の短期入所のニーズが増えてきた場合、その対応策として規模の拡張等については現時点で視野にあるのかないのか、その辺についてお尋ねをいたします。

以上であります。

議長（森本修司君） 町長。

町長（竹村匡正君） 芝議員の御質問それぞれにつきまして、担当部局から御回答させていただきます。

議長（森本修司君） 産業建設部長。

産業建設部長（吉田昌功君） お答えします。農商工業費についてでございますけれども、川西町の特産品であり、大和の伝統野菜の一つであります結崎ネブカの商品化への環境整備、また販売促進媒体の整備や流通体系等を構築するとともに、さらなるブランド力強化を促進し、市場競争力を養い、六次産業化であります食品加工、流通、販売への組織づくりの調査研究を、ふるさとものづくり支援事業補助金を活用し、実施するものでございます。

それから、ネブカ生産者に対する直接の手当てについてでございますけれども、結崎ネブカの生産につきましては、平成18年に生産部会が発足いたしまして、大和伝統野菜として認定されてから今日まで、生産と販路の拡大に鋭意努力されているところでございます。

当町といたしましては、結崎ネブカを地域ブランドとして位置づけ、結崎ネブカ生産組合に対しまして地域ブランド支援事業補助金を交付し、生産における病害虫対策の研究・研修やマスコミPR及びイベント出展等、ブランド力の向上や生産の安定性を高める施策を推進しております。

生産者個人につきましては、県中部農林振興事務所から、病害虫対策や農薬使用に関する指導を行っております。また、国の経営所得安定対策事業の水田活用

交付金におきまして、戦略作物枠に位置づけ、他の作物よりも有利に交付できるように図っているところでございます。

今後も国及び県の交付金を活用し、生産者個人につきましても安定した生産を行えるよう努力いただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

議長（森本修司君） 理事。
理事（藤井隆弘君） 私のほうからは、駅前整備のフューチャーセッションについて回答させていただきます。

今回、本町は、結崎駅周辺整備事業に対しまして、議員お述べのとおり、より広い意見を集約するために、川西町民、川西町在勤者、川西町出身者、結崎駅利用者にお集まりいただきまして、創造的に結崎駅の未来について語り合う機会としてフューチャーセッションを開催します。現在、広報川西6月号で参加者を募集しております。

平成25年度に橋上化をベースとする近鉄結崎駅周辺整備基本計画を策定いたしました。その際に、「高齢者、障害をお持ちの方に対する負担増では」、「階段事故などに迅速な対応が可能か」、「死角発生による治安悪化や建築物による日照悪化が起こるのでは」など、多数の御意見をいただきました。

駅前整備は、町にとっては多額の事業費を費やしての一大事業であることから、安全安心なまちづくりはもとより、まちのシンボルとなる駅、魅力ある駅、川西町民が求める駅を町民みんなでつくることによって、利用者に愛着を持っていただけるような駅舎を含む駅前空間にしていければと考えております。そして、そのことで転入の増加が期待できればと考えているところでございます。

芝議員の御質問の、話題提供者を置くことで一定の方向に誘導するのではとの御懸念につきましては、話題提供者の役割は一定の方向に意見を導くことではなく、参加者に対しての情報提供、実体験談による参考事例の紹介などを行うことと考えております。あくまでも参加者の意見を尊重しながら意見を集約し、住民意見を反映させた計画をつくり上げていきたいと考えています。

駅は住民の意見を尊重してつくっていきたいと考えますので、一定の方向に誘導することはないものと思っております。

最後に、議員各位におかれましては、ぜひフューチャーセッションに御参加いただき、駅の未来、川西の未来を一緒に語っていただければと思います。

以上です。

議長（森本修司君） 福祉部長。
福祉部長（下間章兆君） 最後に、ぬくもりの郷グループホームに関して私のほうから答えさせていただきます。

グループホーム条例の改正の趣旨につきましては、先ほど松村議員に回答させていただいたとおりでございます。

加えまして、芝議員お述べの「短期利用のニーズがあるならば規模の拡大等」については、グループホームでの短期利用は定数の範囲内でワンユニットでは1

名といった厚生省令で定める基準であり、短期利用者枠を拡大するならば、2ユニット、3ユニットという形の増床あるいは増設が必要になるかと考えております。

平成26年、27年の実績を見ますと、グループホームの短期利用者の実績はございません。また、潜在的な短期利用のニーズを把握していないところではあります。例えば現状のぬくもりの郷の敷地内で面積等を考えますと、また現状といたしましても、ぬくもりの郷グループホーム以外の町外のグループホームを利用させていただいている数につきましては、三宅町で4名、安堵町及び河合町で各1名ずつの6名、合計15名という形になっております。

短期利用者のニーズを先ほども把握していないというようにお答えさせていただきましたが、次期計画における今後のサービス見込み量につきましては、計画策定の際に、今年度アンケート調査の実施を予定しておりますので、そのときの調査結果も参考にしながら、次期介護保険事業計画策定委員会において、グループホームの増床が必要かどうかという形での検討をいただくという形になりますので、その計画の中で示していきたいというように考えておりますので、現状のところ、現ぬくもりの郷グループホームを増床あるいは増築というような形での考えは持っておりません。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） まず、ネブカの取り組みであります。

これまでやってもらっている、そういう側面的な支援の取り組み、また、一般の六次産業化に向けた取り組み、町としてブランド化をしている品物の促進に向けて大いに手だてはとってもらっていると、これはそう思っているところです。

要は、かねてから言っていますように、川西ブランドということで、現在少なくとも生産者の皆さんに頑張らせていただいていますし、それがそういう川西のブランドということからくる使命感でやっていただいている面が非違に多いようにも思います。これまでの議会の中でも、反当たり200万円ぐらいの利益になるということですから、そういった本腰を入れてやっていけば、それなりの利益にもなりますので、そういう意味では直接的な支援を欲しいと思っはるか、思っはらへんかは別にしまして、ねぎらいの意味も込めて、気は心で、やっぱり生産者に対する直接的な手だて、支援策というのはあってしかるべきではないか、こう感じているところですが、その辺、そういった意味も含めて、手だてについては考えに変わりありませんか。重ねてお伺いをしておきます。

加えまして、生産ということと言いますと、物をつくって、売って、飯食えて何ぼと。やっぱりそれが生産者としての取り組みでありますから、そういう意味で、本腰を入れて生産に携わってもらおうということ、町もバックアップしてつくっていくということになるならば、気は心だけにはとどめずに、価格保障的な、そういう本腰を入れた取り組みが当然求められてくると、かように思います。

この辺、すぐにどうのこうのということではありませんけれども、そういった

本腰を入れた取り組み、生産者に対して価格保障も含めて町が全面的にバックアップして、打って出ていけるような、そういう形で、これをするかせんかは別に、策としてそういった方向で取り組む必要があるのと違うかと、こう考えますが、その辺、こういった手だて、策としてどうお考えか、町長の御所見をお伺いしておきたいと思ひます。

それから、駅前周辺整備のフューチャーセッションであります。

懸念は無用ということでありまますので、それはそれでええ話やなど、いきにいったらいいなと思ひています。結構前向きにいろいろ物を考へて、イメージされてる皆さんがたくさん参加されると思ひますし、そういう点では、みんなで知恵を絞りながら育てていけるような、そういう場になっていくというふうに思ひているところでありまます。

このプランなんですけれども、金額で言ひますと、当初15億円構想の駅舎改築が打ち立てられていて、議会でのやりとりをずっと続けてきまして、結局ここでは15億円構想を改めるといふことにはなりませんでしたが、そうこうする中、奈良の木を使ってやってるいろんな取り組みの奈良の木ブランドの中で探してたら、現在の川西さんのプランに出会ったといふことで、そこでプランを示してもらって3億円構想といふことで、一気に歳出もぐっと抑えられる、そういう方向になってきたといふのが、これまでの経緯として聞いているところでありまます。これは偶然行き当たったといふ話で、結果、15億円構想が3億円構想に変わったといふことでありまますから、その辺、議論を重ねた結果変わったといふことではありまますので、なかなか教訓化するのとは思ひんではすけれども、偶然にしても、そうやって歳出が抑制できた。今まで自分らのとこでなかったプランを提示してもらふことによつて、橋上駅構想から平屋建て構想でもやっていけるなといふふうに向向転換、がらっと変わったといふのは、これからものづくりをしていく上で、いろいろと物を立案し、起案していく中では考へていかんとあかん側面やと思ひんではすけれども、その辺、やっぱり教訓化をしておくことが、今後の取り組みに生かすこととしても大切だと感じているんですけれども、その辺、どう受けとめておられるか、御所見をお伺ひしたいと思ひます。

それから、最後、ぬくもりの郷グループホーム条例についてであります。

今般は空き部屋の活用といふことで、国の省令を利用して——条例化しておかんことにはその利用ができませんので、そういうことでの改定といふことで、それはそれでわかる話でありまます。ニーズを把握していないといふことで、次の事業計画に向けてアンケートをとつて、その辺で出てきた中から検討の俎上には乗せていきたいといふことでありまますから、大いにニーズの把握にも努めてもらふことは必要だといふふうに向向思ひます。

いずれにしましても、要介護の対象人口は今後増えていくといふことで、全体のパイは膨らみます。そうなりますと、利用対象となる人も当然出てくるといふことになろうかと思ひます。ただ、施設の運営でいきますと、うちのぬくもりの郷以外に近隣にも同様の施設がありまますから、そんなんを利用して、官民合わせ

て皆さんに利用してもらおうということになるんですけれども、民間でいきますと、やっぱり利益率との関係もあって、なかなか厳しい側面もある。そういう点では、ニーズが出てきたときに施設が対応でき得るかどうか、それも当然経営の観点から、民間任せにしておくということにならざるを得ませんので、そういう点では、官としてしかるべき手は打つ必要があるだろうというふうには思います。

その辺、やっぱり用意があるのとないのとでは大分違いますから、ニーズを把握していくということでありましたけれども、需要が出てきた場合、しっかり需要に対応できるような用意、手だてを町として持つておくことは必要と考えるわけであります。その辺、町としてどう責任を負うていくのかについて、改めて構想をお聞かせいただきたいと存じます。

以上です。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まず、農商工業費の件でございますけれども、現在、直接的な手だてといたしましては、国の交付金事業でございます水田活用の直接支払い交付金という形で、各事業者さんに交付されておりますけれども、本町といたしましては、従来から申し上げておりますとおり、側面的な支援はしていきたいと思っておりますけれども、特定の業種の特定事業者・特定個人への補助は考えておりません。

次に、都市計画費でございますけれども、たまたま今回、話題提供者の方に偶然行き当たったといえれば偶然行き当たったわけではございますけれども、かねてから駅前整備に関しましては、広く住民の皆さんの意見を聞くとお申上げていましたとおり、今回フューチャーセッションという形で住民さんの意見を聞く場を設けた次第でございます。

次のぬくもりの郷グループホーム条例に関しましても、短期の利用者さんにつきましては、今後運営していく中でニーズを捉まえたいと思っております。芝議員は常に公立のほうが住民さんのニーズに応えられるようなお話をされてはおりますけれども、私といたしましては、民間の経営のほうがより住民さんのニーズに応えられるのではないかと考えておりますので、基本的には民間でやっていただきたいと考えておる次第でございます。

以上です。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番 議員（芝 和也君） ネブカの個人に対する価格保障の話、いわゆる側面的支援はしているけれども、今は国からの手だてとして出てるやつだけが個人に行ってるということで、あとは側面的支援と。特定の人に対して個人補償していくことはせえへんと、こういうことやったかと思えます。それはそれとして従来からの話なんですけど、結局、本腰を入れてやるんやったら、町としても価格保障的に生産者を全面的にバックアップしてやっていくような手だてを打たんと、産業政策としては前向いて行かへんと、こういうことでお伺いしていた、この辺の策として——するかせんかは別として、策としてそういう地域づくり、まちづくり、生産者の活性化に向けた価格保障策というのは役所の取り組みとしていかがお考えか、

それを聞いておきたいと思います。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 今までどおり、ブランド力を高めることによって結崎ネブカの価格をほかのネギよりも高めに維持していきたいとは思っておりますけれども、町として価格保障するような意思はございません。

以上です。

議 長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝議員。

11番議員（芝 和也君） それでは、過日の本会議で上程されました、ただいま審議のありました平成28年度の一般会計、国保会計のそれぞれ補正予算、ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正案、道路線の認定案の35号から38号までの4議案に対する討論を行います。

態度表明は、いずれも賛成の立場からのものであります。

まず、一般会計であります。予算編成時には予測できなかった問題が生じたことによる対応策でありまして、損傷した名簿等の修繕や施設の漏水等の修繕などの発生事案に対応する対策もありますが、地域創生として100%国庫負担の取り組み等にも手を挙げて、乗ることができれば活用できる取り組みも含まれています。自治体の務めとしましては、これらを活用し、積極的に地域の活性化に努めることは大切な取り組みでありますし、ネブカの販路拡大としても有効に働くことが期待できますので、漏れることなく活用できるよう、あらゆる可能性を見出す取り組みとしてバックアップは必要と心得ます。

加えて、地産地消につながる策も知恵を絞って見つけていくことも大事な取り組みになってくる問題ですので、決して欠いてはならない問題と心得ます。

折しも、町長だけとではありませんが、竹村さんも含めましてかねてより議論を重ね、その開催を求めてまいりましたタウンミーティングがこのほど始まりましたので、これらも大いに活用していく中で、その辺の知恵をみんなで出し合う場となる可能性も秘めていると存じます。この辺、せっかくの取り組みですから、単発で終わらずに通年の取り組みとして定着を図っていくことが大切な問題と心得ます。ぜひ今後のまちづくりに向けて大いに生かされんことを求めておきます。

次に、国保会計の補正であります。これは、30年から国保事業が全県一本化されることに向けての施設の整備でありまして、必要な予算が計上されているものであります。国保に関しましては、一本化後の内容がまだつまびらかにはなっていないこともあり、町としては、住民利益にかなうべく対処することが当然の務めとはなりますが、その処し方が現時点では見きわめられないのが現状のようでありますので、その辺、固まり次第、持てる権能を存分に生かして、現行制

度に比しても少しでも住民生活の向上に資する方向に働くよう、策を講じることを求めるものであります。

ぬくもりの郷グループホーム条例であります。空き部屋を有効活用するべく、それに必要な条例改定であります。これはこれで必要な策であります。今後のニーズにもよりますが、待機者が常態化するような事態は決してよろしくありませんので、その辺の状態を今後見きわめながら、先手先手で策を講じ、備えあれば憂いなしではありませんが、求めがあれば応じられる状態で運営なされることを改めて求めておくものであります。

あと、道路線の認定を含め、今般上程の4議案に対しましては、いずれも賛成するものであります。

今般の条例改定並びに補正予算の成立により、住民の意に沿い、願いに応える、身近で役立つ川西町として、それぞれの取り組みが大いに住民生活に寄与することを念願し、賛成討論といたします。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第35号から議案第38号までを一括採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認め、一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第35号から議案第38号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（森本修司君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶を受けることにいたします。

町長。

町議長（竹村匡正君） 平成28年川西町議会第2回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました各議案につきまして慎重に御審議を賜り、全議案につきまして議決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りました御意見、御指摘を真摯に受けとめまして、今後の町政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（森本修司君） これをもちまして、平成２８年川西町議会第２回定例会を
閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前１０時３２分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年6月17日

川西町議会
前議長

前副議長

議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

| 議案番号 | 件名 | 議決月日 | 審議結果 |
|--------|---|-------|------|
| 選挙第1号 | 議長選挙について | 6月9日 | 原案可決 |
| 選挙第2号 | 副議長選挙について | 6月9日 | 原案可決 |
| 選挙第3号 | 議会選出の委員の選挙について(式中組合議員) | 6月9日 | 原案可決 |
| 選挙第4号 | 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について | 6月9日 | 原案可決 |
| 選挙第5号 | 奈良県広域消防組合議会議員の選出について | 6月9日 | 原案可決 |
| 選挙第6号 | 国保中央病院組合議会議員の選出について | 6月9日 | 原案可決 |
| 承認第4号 | 平成27年度川西町一般会計補正予算の専決処分について | 6月9日 | 原案承認 |
| 承認第5号 | 平成27年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分について | 6月9日 | 原案承認 |
| 承認第6号 | 平成27年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分について | 6月9日 | 原案承認 |
| 承認第7号 | 平成27年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分について | 6月9日 | 原案承認 |
| 承認第8号 | 平成27年度川西町水道事業会計補正予算の専決処分について | 6月9日 | 原案承認 |
| 承認第9号 | 平成28年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について | 6月9日 | 原案承認 |
| 承認第10号 | 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分について | 6月9日 | 原案承認 |
| 承認第11号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について | 6月9日 | 原案承認 |
| 承認第12号 | 川西町税条例の一部を改正する条例の専決処分について | 6月9日 | 原案承認 |
| 承認第13号 | 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について | 6月9日 | 原案承認 |
| 承認第14号 | 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について | 6月9日 | 原案承認 |
| 議案第35号 | 平成28年度川西町一般会計補正予算について | 6月17日 | 原案可決 |
| 議案第36号 | 平成28年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について | 6月17日 | 原案可決 |
| 議案第37号 | ぬくもりの郷グループホーム条例の一部改正について | 6月17日 | 原案可決 |
| 議案第38号 | 川西町道路線の認定について | 6月17日 | 原案可決 |

| | | | |
|-------|-------------------------|------|------|
| 同意第1号 | 川西町公平委員会委員の選任について | 6月9日 | 原案同意 |
| 同意第2号 | 川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について | 6月9日 | 原案同意 |
| 同意第3号 | 監査委員(議員)の選任について | 6月9日 | 原案同意 |